

平成23年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項 及び
政・独委の評価の視点への対応状況説明資料

(様式)

独立行政法人福祉医療機構
平成24年7月

目次

項目 1	財務状況	1
項目 2	保有資産の管理・運用等	4
項目 3	組織体制・人件費管理	10
項目 4	事業費の冗費の点検	26
項目 5	契約	28
項目 6	内部統制	42
項目 7	事務・事業の見直し等	52

(項目1)

財務状況

①当期総利益又は総損失	総利益（総損失）	520 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金（繰越欠損金）	420 億円
③-1 当期一般勘定運営費交付金債務	6.6 億円（執行率 96.4%）	
③-2 当期共済勘定運営費交付金債務	0.4 億円（執行率 104.6%）	
③-3 当期保険勘定運営費交付金債務	0.6 億円（執行率 100.3%）	

④利益の発生要因 及び 目的積立金の 申請状況	<p>1 決算状況</p> <p>平成23年度決算においては、一般勘定及び保険勘定において当期損失を、その他の勘定については収支相償ないし当期利益を計上したところである。なお、各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。</p> <p>2 各勘定における利益の発生要因等</p> <p>[一般勘定]</p> <p>4,270 百万円の当期総損失が発生。</p> <p>これは、以下の要因によるものである。</p> <p>① 平成22年11月に長寿・子育て・障害者基金勘定が一般勘定に統合されたことに伴う旧長寿・子育て・障害者基金勘定の平成22年度当期末処分利益を一般勘定にて平成23年度に国庫納付し、臨時損失として計上したことによるもの（2,330百万円）</p> <p>② 東日本大震災にかかる新規貸付又は旧債権の返済条件の変更に伴い発生した逆ざや及び貸倒引当金繰入によるもの（1,944百万円）</p> <p>③ 旧長寿・子育て・障害者基金勘定において取得した固定資産にかかる減価償却費等（6百万円）</p> <p>④ その他（政府出資金の運用収入）（△10百万円）</p> <p>なお、①については、一部を積立金の取崩しにて処理し、残りの損失については第2期中期目標期間終了時に前中期目標期間繰越積立金を積立金へ振り替えらうえで、取り崩して処理することとしている。</p> <p>②については、平成23年度補正予算において措置された政府出資金にて補てんしている。</p> <p>[共済勘定]</p> <p>事業費等の適正な執行等により収支相償となった。</p> <p>なお、国の補正予算に伴う都道府県補助金の追加財政措置分については、翌年度の補助金に上乗せして財源措置されることから、未収財源措置予定額（財源措置予定額収益）を計上している。</p>
----------------------------------	--

	<p>【保険勘定】 2,150百万円の当期総損失が発生。 これは、以下の要因によるものである。</p> <p>① 年金受給者が増加したこと等に伴う年金債務（年金の現価相当額）の増加及び責任準備金の算定に係る基礎数値の一部について、より合理的な数値としたことによって、心身障害者扶養保険責任準備金が増加したため</p> <p>② 平成23年度心身障害者扶養保険資金の運用実績において概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保し、2.52%の運用実績となったが、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保することはできなかった。</p> <p>【年金担保貸付勘定】 58百万円の当期総利益が発生。 これは、業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるものである。</p> <p>【労災年金担保貸付勘定】 3百万円の当期総利益が発生。 これは、業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるものである。</p> <p>【承継債権管理回収勘定】 56,601百万円の当期総利益が発生。 これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。 なお、当期総利益は独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとされているので、目的積立金として申請していない。</p>
<p>⑤100 億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況</p>	<p>【承継債権管理回収勘定】 56,601百万円の利益剰余金を計上。 これは貸付金利息収入を確保したことによるものであるが、当該利益剰余金は独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとされている。</p> <p>【保険勘定】 13,248百万円の繰越欠損金を計上。 平成20年4月に制度改正を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等により、平成20年度、平成22年度及び平成23年度において厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保できなかったこと、また、年金受給者の増加等に伴う心身障害者責任準備金の増加により、平成23年度末時点において繰越欠損金が解消できていない状況である。</p> <p>なお、当該事業は、長期的な観点から行われており、中期目標において、「国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること」とされている。</p>

⑥運営費交付金の執行率が90%以下となった理由	運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度の執行率はそれぞれ96.4%、104.6%、100.3%となっている。
-------------------------	--

保有資産の管理・運用等

<p>①保有資産の活用状況とその点検 (独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講じる措置が定まっているものを除く。)</p>	<p>1 保有資産の状況 事業の廃止等に伴い不要となっている財産や賃貸等を行っている財産は保有していない。 なお、当機構の主な財産である職員宿舎及び運動施設については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき国庫納付又はその手続きを進めているところである。 <国庫納付又はその手続きの状況> ○ 千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）については、中期計画に定めた計画に基づき、平成24年3月30日付で国庫納付（現物納付）した。 ○ 公庫総合運動場については、中期計画に定めた計画に基づき、平成24年1月30日付で国庫納付（現物納付）した。 ○ 宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）については、中期計画に定めた計画に基づき、国庫納付（現物納付）の手続きを進めていたが、近隣住民との土地の境界確定協議が整わず、現物納付が困難となったため、財務省等と協議したところ、当該財産を売却し金銭により国庫納付を行うこととなり、売却に当たっての近隣住民に対する説明等の調整を行い、平成24年3月23日に入札を執行した。入札の結果、落札を決定したことから、同年4月5日に売買契約を締結し、同年5月に売却代金の決済完了を経て、速やかに国庫納付することとしている。 ○ 東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成24年度中における入居者の退去を促すため、入居者に対する説明会を実施した。平成24年度以降国庫納付することとしている。</p> <p>2 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(2012.4.3 行政改革実行本部決定) で示された対象となる職員宿舎について 当該見直し計画の対象となる職員宿舎は20棟あり、24年中に作成される見直し実施計画に基づき、着実に職員宿舎の見直しを実施する予定である。</p> <p>3 固定資産の減損 平成23年度において減損の兆候を認められたものや減損を認識した資産はない。</p> <p>4 運営費交付金債務 運営費交付金債務については、当該年度に実施すべき業務は実施されたが、引き続き業務を実施していく上で必要なクライアントパソコンの更新、介護報酬・診療報酬改定、社会福祉法人会計の一元化等に伴うシステム整備等の財源確保について検討が必要な状況であり、平成24年度において収益化を行う予定である。</p>
---	--

②資金運用の状況

1 資金運用の実績

心身障害者扶養保険事業における心身障害者扶養保険資金の運用実績については、年2.52%の運用利回りとなり、概ねベンチマーク（2.58%）並みの収益率を確保することができた。また、各資産についても、概ねベンチマーク収益率を確保することができた。

[平成23年4月～平成24年3月（年率）]

区 分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	
有 価 証 券	国内	債券	2.94%	2.82%	▲0.12%
		株式	0.59%	0.94%	0.35%
	外国	債券	4.99%	4.91%	▲0.08%
		株式	0.50%	0.26%	▲0.24%
短期資産		0.05%	0.08%	0.03%	
合 計		2.58%	2.52%	▲0.06%	

2 資金運用の基本的方針

資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。）の議を経た上で策定し、心身障害者扶養保険資金の運用を行っている。

○厚生労働省の役割

- ⇒ 福祉医療機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）
- ⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保

○福祉医療機構の役割

- ⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定）
- ⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告

○運用受託機関の役割

- ⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保）
- ⇒ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告

3 運用委託先の状況

運用委託先の選定・評価については、平成20年4月に策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）において規定されており、資産管理機関への委託については「運用及び資産管理に関するガイドライン」に規定されている。

なお、運用委託先の評価については、「基本方針」において、原則として3～5年ごとに実施することとされており、平成24年度の実施を予定している。

また、運用委託先の見直しについては、平成20年度の制度改正時に実施

しており、今後は、運用委託先の評価結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

4 福祉医療機構の責任

心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

■福祉医療貸付事業

③債権の回収状況

1 貸付金の状況

福祉医療貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	件 数	金 額
貸 付 実 行	2,136 件	3,846 億円
回 収	1,377 件	3,158 億円
うち債権償却	6 件	6 億円
貸 付 残 高	23,193 件	3 兆 2,023 億円

2 貸付金の回収計画

福祉医療貸付事業においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等、回収金等の管理を実施している。

3 回収計画の実施状況の評価

福祉医療貸付事業においては、医療施設における医師及び看護師等の不足、また、社会福祉施設における介護職員の不足等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権を発生させている主な要因であると考えられる。

なお、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。

4 回収計画の見直しの検討

貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。

■年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

③債権の回収状況	1 貸付金の状況				
	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。				
	区 分	年金担保貸付事業		労災年金担保貸付事業	
		件 数	金 額	件 数	金 額
	貸 付 実 行	183,465 件	1,459 億円	2,969 件	36 億円
	回 収	179,670 件	1,569 億円	3,159 件	40 億円
	うち債権償却	15 件	0 億円	1 件	0 億円
	貸 付 残 高	361,484 件	1,793 億円	5,844 件	44 億円
	2 貸付金の回収計画				
	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収に当たっては各年金支給月に年金支給機関より当機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。				
3 回収計画の実施状況の評価					
回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。					
また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.16%、労災年金担保貸付事業が0.65%にとどまっている。					
なお、両事業における比率に差が生じているが、主な要因は、当機構がこれら事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。					
4 回収計画の見直しの検討					
受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っているところである。					

■承継年金住宅融資等債権管理回収業務

③債権の回収状況	<p>1 貸付金の状況</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金被保険者に対する年金住宅融資等に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものである。平成23年度における回収状況等は次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">件 数</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">回 収</td> <td style="text-align: center;">41,309 件</td> <td style="text-align: center;">2,464 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち債権償却</td> <td style="text-align: center;">156 件</td> <td style="text-align: center;">6.5 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸 付 残 高</td> <td style="text-align: center;">335,321 件</td> <td style="text-align: center;">1 兆 4,904 億円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	件 数	金 額	回 収	41,309 件	2,464 億円	うち債権償却	156 件	6.5 億円	貸 付 残 高	335,321 件	1 兆 4,904 億円
	区 分	件 数	金 額										
	回 収	41,309 件	2,464 億円										
	うち債権償却	156 件	6.5 億円										
貸 付 残 高	335,321 件	1 兆 4,904 億円											
<p>2 貸付金の回収計画</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。</p>													
<p>3 回収計画の実施状況の評価</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、毎年度、貸付残高が大幅に減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成23年度においては6.03%になった。</p> <p>なお、承継年金住宅融資等債権の94.5%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は1.88%である。</p>													
<p>4 回収計画の見直しの検討</p> <p>延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。</p>													

■貸付事業に係る未収収益（貸付金利息）

③債権の回収状況	<p>一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。</p>
----------	--

**組織体制・人件費管理
(委員長通知別添一関係)**

<p>①給与水準の状況 と 総人件費改革の 進捗状況</p>	<p>1 給与水準の状況</p> <p>◎指数の状況対国家公務員 116.4</p> <p>地域勘案 103.4</p> <p>学歴勘案 113.6</p> <p>地域・学歴勘案 101.5</p> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数</p> <p>学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <p>① 在勤地が大都市圏であること</p> <p>比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。</p> <p>（職員の割合…東京都特別区：90.7%、大阪市：9.3%）</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと</p> <p>国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は52.6%（平成23年 国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は87.9%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③ 管理職比率が高いこと</p> <p>当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④ 民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと</p> <p>当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p> <p>◎給与水準の適切性の検証</p> <p>① 国からの財政支出について</p> <p>平成23年度支出予算の総額194,098百万円に対し国からの財政支出額は48,542百万円（支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合：25.0%）であり、その内訳は、運営費交付金3,948百万円、社会福祉振興助成費補助金2,081百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金22,792百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,512百万円、政府出資金14,200百万円、福祉保健医療情報サービス事業に係る受託収入9百万円となっている。</p> <p>給与、報酬等支給総額は1,984百万円（支出総額に占める割合：1.0%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p>
--	---

- ② 累積欠損額
平成22年度決算において累積欠損額は発生していない。
- ③ 法人の業績評価
当機構は平成22年度業務実績について、評価委員会の評価において16項目中5項目S（中期計画を大幅に上回っている）、9項目A（中期目標を上回っている）評価を受けている。
- ④ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合
平成23事業年度決算における支出総額192,537百万円に対し給与、報酬等支給総額1,984百万円であり、その割合は1.0%程度である。
- ⑤ 管理職の割合
当機構職員（事務・技術）の管理職の割合は18.1%となっている。
なお、管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。
- ⑥ 大卒以上の高学歴者の割合
当機構職員（事務・技術）の大卒以上の割合は87.9%となっている。

◎講ずる措置

○これまでに講じた措置

- ・ 平成16年度
全職員の昇給を停止
国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施（平均△5.3%）
- ・ 平成16～23年度
組織のスリム化の推進（部長△4、次長△2、課長△10）
- ・ 平成22年度
管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施（平均△1.0%）
- ・ 平成23年度
中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施（平均△1.0%）

○今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成24年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。

- ・ 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施
 - 1.本俸
 - ① 課長相当職員以上（7～5等級） △9.77%
 - ② 課長代理、係長相当職員（4～3等級） △7.77%
 - ③ 係員（2～1等級） △4.77%
 - 2.役職手当 一律△10%
 - 3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等
- ・ 55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを実施（国△1.5%：機構△2.0%）
- ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、

	<p>当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。</p> <p>なお、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、平成24年度(平成25年度公表)における地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。</p> <p>(平成24年度における対国家公務員指数は116.4ポイント程度、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は100.5ポイント程度となることが見込まれる。)</p> <p>2 総人件費の状況</p> <p>① 対前年度比における増減の要因について</p> <p>[給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度要因]</p> <p>平成22年度に引き続き、平成23年度においても機構独自の措置として中高年齢層を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均△1.0%)を実施したことなどから、給与、報酬等支給総額は対前年度比1.9%減となった。なお、最広義人件費は退職手当支給額の増加等により、対前年度比で1.4%の増加となった。</p> <p>② 人件費削減の取組状況</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準(平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準)として中期計画における人件費削減目標(5%)を上回る人件費削減(14.5%)を実施した。</p> <p>3 国家公務員の給与と特例法に準じた給与減額支給措置の実施について</p> <p>平成24年3月から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員の俸給月額の下げを実施した。(平均△0.23%) <p>※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の賞与で調整</p> <p>平成24年4月から平成26年3月までの間、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。(△9.77%) ・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。(行(一)相当職員) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">①本俸</td> <td style="width: 70%;">課長相当職員以上(7~5等級)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">△9.77%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長代理、係長相当職員(4~3等級)</td> <td style="text-align: right;">△7.77%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>係員(2~1等級)</td> <td style="text-align: right;">△4.77%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ②役職手当 一律△10% ③期末手当及び奨励手当 一律△9.77% ④本俸に連動する手当等の減額支給 <p>特別都市手当等の本俸に連動する手当(期末手当及び奨励手当を除く)の月額は、減額後の本俸等の月額により算出</p>	①本俸	課長相当職員以上(7~5等級)	△9.77%		課長代理、係長相当職員(4~3等級)	△7.77%		係員(2~1等級)	△4.77%
①本俸	課長相当職員以上(7~5等級)	△9.77%								
	課長代理、係長相当職員(4~3等級)	△7.77%								
	係員(2~1等級)	△4.77%								
<p>②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況</p>	<p>当機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。</p>									

③福利厚生費の状況	法定福利費376,397千円（役職員一人当たり1,358,834円）
	法定外福利費49,334千円（役職員一人当たり178,101円）
	（主な法定外福利費の内容）
	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅関連費用（宿舍の維持管理費等） ○労働安全衛生法に基づく健康診断費用
	（レクリエーションへの支出状況）
	レクリエーション経費は支出していない。
	（健康保険料の労使負担割合の見直しの働きかけの状況）
	厚生労働大臣から独立行政法人が加入する健康保険組合の保険料率に係る労使負担割合の見直し（労使折半）の要請を受け、加入する健康保険組合に対し要請を行ってきたところであるが、平成23年12月に開催された健康保険組合会において、被保険者負担分の保険料率を平成24年度から3年間段階的に引き上げ、労使折半とすることに決定した。

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び
法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者^{注1}の在籍状況

(平成24年3月末現在)

	役員 ^{注2}			職員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総数	5人	1人	6人	249人	22人	271人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	1人	0人	1人
うち法人退職者	1人	0人	1人	3人	0人	3人
うち非人件費ポスト	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう（任期付き職員の再雇用を除く。）。

注2 役員には、役員待遇相当の者（参与、参事等の肩書きで年間報酬額1,000万円以上の者）を含む。

注3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第53条第1項の規定により削減に取り組みなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの（いわゆる総人件費改革の算定対象とならない人件費）。

④ 国家公務員再就職者及び本法人職員の再就職者の在籍ポストとその理由	<p>一 国家公務員再就職者である役職員が就いているポストの名称 [役員] 該当なし [職員] 医療貸付部長</p> <p>二 本法人職員の再就職者である役職員が就いているポストの名称 [役員] 理事 [職員] 再雇用職員</p> <p>三 一及び二のポストが設けられている理由 ① 国家公務員再就職者 当機構の業務は、国の政策と密接にかかわるものであり、厚生労働省等の行政経験を有する者の知見等が必要であることから採用していたものであるが、現職者定年（平成24年度末）に伴い、国家公務員の再就職を解消することとしている。</p>
------------------------------------	---

②本法人の再就職者

(理事)

当機構の再就職者が就任していた理事ポストについて、内部職員からの登用によるもの(非公募)

(再雇用職員)

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の規定に基づき、高年齢者雇用確保措置のため、定年退職者を対象とした継続雇用制度(再雇用制度)を実施しているため(非公募)

四 役員ポストの公募の実施状況

平成23年度においては実施していない。なお、現在のところ、役員ポストに再就職者はいない。

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人福祉医療機構の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員への奨励手当について、役員給与規程第7条第6項の規定に基づき業績評価の結果及び職務実績等を考慮のうえ、成績率に反映させた。

(参考)役員給与規程第7条第6項

理事長は、前項の規定による奨励手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、俸給月額を約0.5%引き下げ

理事

法人の長に同じ

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

法人の長に同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,894	千円 11,023	千円 4,321	千円 1,323 (特別調整手当) 227 (通勤手当)			
A理事	千円 7,450	千円 4,968	千円 1,871	千円 596 (特別調整手当) 15 (通勤手当)		9月30日	◇
B理事	千円 7,608	千円 4,964	千円 1,980	千円 596 (特別調整手当) 68 (通勤手当)	10月1日		◇
C理事	千円 15,295	千円 9,932	千円 3,865	千円 1,192 (特別調整手当) 306 (通勤手当)			※
D理事	千円 7,470	千円 4,968	千円 1,871	千円 596 (特別調整手当) 35 (通勤手当)		9月30日	※
E理事	千円 7,682	千円 4,964	千円 2,083	千円 596 (特別調整手当) 39 (通勤手当)	10月1日		
A監事	千円 6,549	千円 4,350	千円 1,638	千円 522 (特別調整手当) 39 (通勤手当)		9月30日	
B監事	千円 4,615	千円 3,621	千円 394	千円 435 (特別調整手当) 165 (通勤手当)	11月1日		
C監事 (非常勤)	千円 4,498	千円 4,498	千円 ()				

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準(ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準)として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組状況を公表する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度に基づき、職員の人事評価を実施し、その評価結果を昇給や賞与(奨励手当)の成績率に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本俸及び役職手当等 (昇格)	必要経年数等を有し、勤務成績が良好であって1等級上位の職務遂行が担えると認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。(人事評価結果を参考資料として活用) (初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)
賞与:奨励手当 (査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし(職員給与規程第23条第7項)、人事評価結果を反映させ差を設けている。
本俸 (昇給)	昇給は、その者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。(初任給、昇格、昇給等の基準第20条)

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

■機構独自の本俸基準表の引き下げ

・給与水準の適正化を着実に進めていくための取り組みとして、平成22年度に引き続き、中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%)

■人事院勧告に準じた本俸基準表の引き下げ

・50歳台を中心に、概ね40歳台以上が受ける本俸を引き下げ(平均△0.23%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	216	40.3	7,053	5,317	212	1,736
事務・技術	215	40.2	7,052	5,316	213	1,736
技能職種 (運転手)	1					
再任用職員	3	63.2	4,287	3,689	274	598
事務・技術	3	63.2	4,287	3,689	274	598
非常勤職員	12	57.8	4,014	3,802	44	212
事務・技術	3	35.5	3,734	2,887	177	847
事務・技術 (賞与なし)	9	65.3	4,107	4,107	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

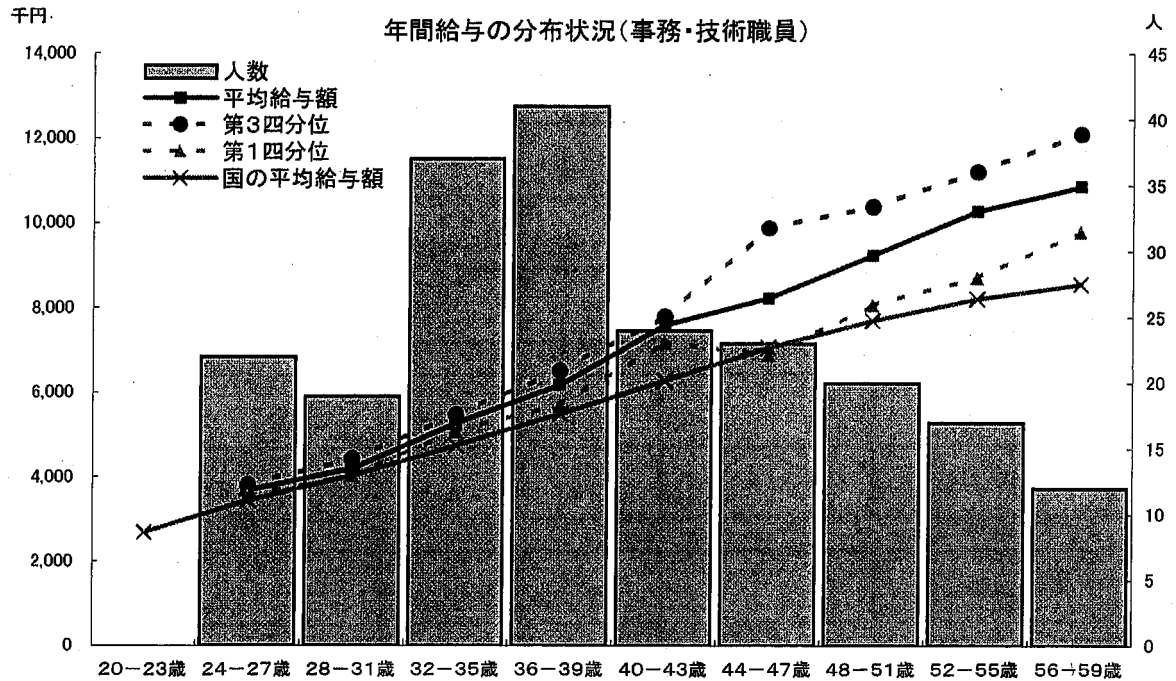
注2:在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

注3:研究職種、医療職種、教育職種については、該当が無いため省略した。

注4:常勤職員の技能職種(運転手)については、該当者が1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5:非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・本部課長	31	49.5	9,788	10,171	10,845		
・本部係長	68	38.3	5,334	5,776	6,157		
・本部係員	37	27.6	3,668	3,887	4,278		

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的な職位		部長	室長	課長	課長代理	係長・主査	係員
人員 (割合)	215 ()	7 (3.3%)	4 (1.9%)	34 (15.8%)	51 (23.7%)	81 (37.7%)	38 (17.7%)
年齢(最高 ~最低)		59 ~ 53	59 ~ 52	59 ~ 43	58 ~ 37	54 ~ 30	32 ~ 24
所定内給与年額(最高 ~最低)		9,738 ~ 8,064	8,834 ~ 7,279	8,637 ~ 5,955	6,769 ~ 4,154	5,917 ~ 3,093	3,443 ~ 2,552
年間給与額(最高 ~最低)		13,298 ~ 10,875	12,105 ~ 10,076	11,521 ~ 7,981	8,967 ~ 5,602	7,690 ~ 4,095	4,506 ~ 3,380

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	55.2	58.5	56.9
	査定支給分(奨励相当) (平均)	44.8	41.5	43.1
	最高～最低	48.1～32.9	44.7～30.4	46.3～31.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.5	67.2	65.9
	査定支給分(奨励相当) (平均)	35.5	32.8	34.1
	最高～最低	48.1～29.7	44.7～27.4	46.3～28.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

116.4

対他法人(事務・技術職員)

110.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 116.4						
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>103.4</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>113.6</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>101.5</td> </tr> </table>	地域勘案	103.4	学歴勘案	113.6	地域・学歴勘案
地域勘案	103.4						
学歴勘案	113.6						
地域・学歴勘案	101.5						
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>①在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。 （職員（事務・技術）の割合…東京都特別区：90.7%、大阪市：9.3%）</p> <p>②大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は52.6%（平成23年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員（事務・技術）の大学卒以上の比率は87.9%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様へ納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。</p>						
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.0% （国からの財政支出額 48,542百万円、支出予算の総額 194,098百万円：平成23年度予算）</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額48,542百万円の内訳は、運営費交付金3,948百万円、社会福祉振興助成費補助金2,081百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金22,792百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,512百万円、政府出資金14,200百万円、福祉保健医療情報サービス事業に係る受託収入9百万円となっている。 給与、報酬等支給総額は1,984百万円（支出総額に占める割合：1.0%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額一円（平成22年度決算）</p>						

講ずる措置

■これまでに講じた措置

- ・平成16年度
全職員の昇給を停止
国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%)
- ・平成16～23年度
組織のスリム化の推進(部長△4、次長△2、課長△10)
- ・平成22年度
管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%)
- ・平成23年度
中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%)

■今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成24年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。

・国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施

1.本俸

- ① 課長相当職員以上(役員、7～5等級) △9.77%
- ② 課長代理、係長相当職員(4～3等級) △7.77%
- ③ 係員(2～1等級) △4.77%

2.役職手当 一律△10%

3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等

・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを実施(国△1.5%:機構△2.0%)

・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。

なお、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。

(平成24年度における対国家公務員指数は年齢勘案で116.4ポイント程度、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は100.5ポイント程度とすることが見込まれる。)

■法人の業績評価

当機構は平成22年度業務実績について、評価委員会の評価において16項目中5項目S(中期目標を大幅に上回っている)、9項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。

■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成23事業年度決算における支出総額192,537百万円に対し給与、報酬等支給総額1,984百万円であり、その割合は1.0%程度である。

■管理職の割合(平成24年4月1日現在)

当機構職員(事務・技術)の管理職の割合は18.1%となっている。

上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。

■大卒以上の高学歴者の割合(平成24年4月1日現在)

当機構職員(事務・技術)の大卒以上の割合は87.9%となっている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,983,754	2,022,320	△ 38,566	(△1.9)	△ 92,695	(△4.5)
退職手当支給額 (B)	199,227	134,872	64,355	(47.7)	△ 37,258	(△15.8)
非常勤役職員等給与 (C)	258,664	239,196	19,468	(8.1)	△ 1,917	(△0.7)
福利厚生費 (D)	425,731	431,703	△ 5,972	(△1.4)	△ 40,273	(△8.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,867,376	2,828,091	39,285	(1.4)	△ 172,143	(△5.7)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減要因

平成22年度に引き続き、平成23年度においても機構独自の措置として中高年齢層を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均△1.0%)を実施したことなどから、給与、報酬等支給総額は対前年度比1.9%減となった。なお、最広義人件費は退職手当支給額の増加等により、対前年度比で1.4%の増加となった。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準(平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準)として中期計画における人件費削減目標(5%)を大幅に上回る人件費削減(14.5%)を実施した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,412,895	2,221,503	2,142,941	2,076,449	2,096,883	2,022,320	1,980,361
人件費削減率 (%)		△7.9%	△11.2%	△13.9%	△13.1%	△16.2%	△17.9%
人件費削減率(補正值) (%)		△7.9%	△11.9%	△14.6%	△11.4%	△13.0%	△14.5%

注(1): 基準年度における給与、報酬等支給総額欄については、平成18年4月1日に旧年金資金運用基金から年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う基準額の増加分を加味した額である。

(2): 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

(3): 平成23年度の給与、報酬等支給総額の実績は、平成24年6月期の期末手当において人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を調整した額(3,394千円)を除いて算出している。

【主務大臣の検証結果】

総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。

IV 法人が必要と認める事項

- 1 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

平成24年3月から、

- ・役職員の俸給月額の下げを実施した。(平均 $\Delta 0.23\%$)

※平成23年4月から平成24年6月期の賞与で調整

平成24年4月から平成26年3月までの間、

- ・役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。(平均 $\Delta 9.77\%$)

- ・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。(行(一)相当職員)

①本俸 課長相当職員以上(7~5等級)	$\Delta 9.77\%$
課長代理、係長相当職員(4~3等級)	$\Delta 7.77\%$
係員(2~1等級)	$\Delta 4.77\%$

- ②役職手当 一律 $\Delta 10\%$

- ③期末手当及び奨励手当 一律 $\Delta 9.77\%$

- ④本俸に連動する手当等の減額支給

特別都市手当等の本俸に連動する手当(期末手当及び奨励手当を除く)の月額は、減額後の本俸等の月額により算出

- 2 人件費を抑制するためには、給与水準の見直しとともに業務の合理化、効率化等による組織のスリム化が重要であることから、ポスト数の削減をあわせて進めている。

事業費の冗費の点検
(委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1年間実施した場合の削減効果額(単位:千円)
① 庁費の執行状況の点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁費の執行状況については、別添(項目4の2)「平成23年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」のとおりである。 ○ 庁費については、第3・四半期及び第4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、承継債権管理回収業務に係る受託金融機関手数料(回収業務の代理店手数料)を第3・四半期に885百万円、第4・四半期に870百万円支出したことや第4・四半期には耐用年数の経過に伴う本部ホストコンピュータ等の機器更新109百万円を実施したためであり、適正な執行を行っている。 ○ 情報処理業務庁費については、第4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、第4・四半期分のシステム運用保守経費等を未払金として226百万円計上していることに起因しており、適正な執行を行っている。 	
② 旅費の執行状況の点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費の執行状況については、別添(項目4の2)「平成23年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」のとおりである。 ○ 旅費については、年度後半にかけて執行額が多くなっているが、これは、福祉医療貸付事業において年度前半は東日本大震災に係る被災先実地調査等を行ったため、通常の貸付先実地調査等を年度後半に多く実施したことや、各事業における次年度の事業を円滑に実施するために、受託金融機関等関係方面に対する業務指導や事業説明会等を年度後半に集中的に実施したためであり、適正な執行を行っている。 ○ なお、旅費については、平成22年度に引き続き旅行パックの利用等による削減努力を行った結果、平成22年度との比較で、約297万円の削減を図ったところである。 	
③ 給与振込経費の削減	給与振込経費については、国家公務員に準じたものとしており、一部現金払い及び複数の振込口座の取扱いは行っていない。	約390千円
④ その他のコスト削減について検討したもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。 ○ コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷、及びカラーコピーの原則禁止等により、コピー機保守料を削減した。 ○ 組織の見直し(大阪支店の管理部門廃止)により、事務所賃借面積も見直し、大阪支店の事務所賃料を削減した。 	<p style="text-align: right;">約903千円</p> <p style="text-align: right;">約2,795千円</p> <p style="text-align: right;">約8,787千円</p>

※ 削減効果額とは、各項目について行った見直しを平成23年度当初から実施したと仮定した場合における平成23年度の実績額(推計)が、平成22年度の実績額からどれだけ削減したかを示すものである。

平成23年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況

(単位：円)

区分	執行計画額	合計	支出状況												出納整理期	
			第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
福祉医療費	4,730,075,909	4,545,122,459	76,165,194	115,801,300	295,897,114	567,136,927	210,970,116	234,653,959	277,362,542	292,900,895	992,477,283	219,187,929	1,876,525,327	226,508,108	1,301,763,827	
(庁費の預計)	4,685,976,362	4,500,333,216	75,616,528	113,398,738	292,026,039	567,551,036	207,854,111	236,281,939	213,424,926	290,148,053	995,023,932	214,539,644	1,862,397,236	223,027,728	1,375,492,307	
庁費		3,154,462,985	243,967,916	72,940,964	98,587,020	411,126,219	142,506,710	143,172,999	125,446,613	124,378,910	946,774,235	102,162,669	1,326,043,016	60,917,236	1,076,710,907	
情報処理業務費		1,317,313,309	986,911	37,465,056	192,286,849	64,183,361	89,557,473	85,998,919	319,059,984	163,337,889	45,705,726	110,016,369	527,744,756	155,714,802	295,048,525	
厚生労働統計調査費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
検定検査費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通信等費用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電子計算機等借料		28,542,982	2,179,685	2,777,218	1,154,170	6,685,194	1,154,170	3,551,530	1,979,484	2,389,264	2,477,401	2,360,566	8,519,464	2,395,990	3,732,875	
各所修繕		139,440	21,000	21,000	0	9,870	9,870	0	108,570	42,000	66,570	0	0	0	0	
自動車運賃税		84,500	0	84,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(旅費の類)計	44,089,547	44,589,243	8,919,983	2,493,242	3,665,075	3,115,605	2,581,570	3,877,615	11,684,378	2,842,742	4,393,351	4,646,285	14,218,091	3,480,390	5,291,520	
議員旅費		35,224,971	7,009,247	2,164,392	3,746,515	2,676,725	2,079,910	2,861,650	9,685,348	1,917,812	3,678,461	4,089,075	10,912,081	3,064,790	4,344,140	
監査旅費		900,720	0	0	0	164,000	143,700	29,520	0	0	0	29,520	563,500	271,960	96,200	
研修旅費		436,680	131,200	128,560	0	35,340	0	35,340	148,910	0	19,280	129,530	121,330	44,900	72,760	
赴任旅費		2,047,556	1,448,066	0	0	0	0	324,350	324,350	0	0	0	275,120	0	112,270	
外国旅費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
外国人招へい旅費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
委員等旅費		5,979,316	322,450	199,890	122,560	1,614,466	357,960	980,616	1,696,350	600,580	695,610	400,160	2,346,060	119,130	1,542,670	684,260

契 約 (委員長通知別添二関係)

①契約監視委員会 からの主な指摘事 項	<p>[点検の実施]</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」及び「独立行政法人の契約の見直しについて」(平成22年5月26日総務省行政管理局から各府省官房長宛て事務連絡)により、平成22年度以降においても引き続き各独立行政法人に「契約監視委員会」を存置することとされているため、平成24年2月24日に同委員会の点検を受けた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成22年度契約</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td style="text-align: center;">6件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成23年度契約※</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td style="text-align: center;">5件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td style="text-align: center;">11件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度契約予定案件</td> <td>新規案件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">24件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※ 平成23年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったものを対象とした。</p> <p>[点検の観点]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">点 検 の 観 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td> <td>・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>・ 真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)及び競争性の確保のための改善方策の妥当性</td> </tr> <tr> <td>新規案件</td> <td>・ 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性</td> </tr> </tbody> </table> <p>[点検結果]</p> <p>主な指摘としては、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「賃借ビルのレイアウト工事等」に係る契約について、機構が入居しているビルのレイアウト工事等について、賃貸借契約上ビル所有者の指定する業者以外と契約することができないため、随意契約とならざるを得ないという説明は理解する。しかし、他の業者から工事見積書を入力し、ビル所有者と価格交渉を行う等の経費節減への努力は必要。 ・ 「各業務システムの改修、運用保守」に係る契約について、COBOL等の特殊な言語プログラムを採用しているため、他の業者の参加制限となっている。今後、業務システムを採用する時は、より汎用性の高いプログラミング言語による開発を採用することを昨年度提案したが、COBOLに依存しない場合のセカンドベストの試算を行う必要があるのではないか。 	区 分	件 数	平成22年度契約	競争性のない随意契約	1件	一者応札・一者応募	6件	平成23年度契約※	競争性のない随意契約	5件	一者応札・一者応募	11件	平成23年度契約予定案件	新規案件	1件	合 計	24件	区 分	点 検 の 観 点	随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性	一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)及び競争性の確保のための改善方策の妥当性	新規案件	・ 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性
	区 分	件 数																								
	平成22年度契約	競争性のない随意契約	1件																							
		一者応札・一者応募	6件																							
	平成23年度契約※	競争性のない随意契約	5件																							
		一者応札・一者応募	11件																							
	平成23年度契約予定案件	新規案件	1件																							
	合 計	24件																								
	区 分	点 検 の 観 点																								
	随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性																								
一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)及び競争性の確保のための改善方策の妥当性																									
新規案件	・ 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性																									

<p>②契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況</p>	<p>○ 当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、「契約審査会」（経理担当役員及び管理部門の幹部職員を構成委員とし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関）を設置し、同委員会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、CIO補佐官（外部の第三者に委託）の出席を求め、助言を得ている。</p> <p>○ また、契約審査会は、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。</p> <p>○ さらに、平成22年度からは、「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号）を踏まえ、契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底することとした。</p> <p>① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること</p> <p>② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</p> <p>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</p>
<p>③「随意契約等見直し計画」の進捗状況</p>	<p>随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）に基づき、①企画競争及び公募については、更に一般競争への移行を推進するとともに、②契約に係る規程類の整備（平成20年度において措置済み）を行っている。また、③契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、契約審査会において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議等を行っている。さらに、④一者応札・一者応募の見直しの観点から、公告期間の確保や契約の履行を確保する最低限の要件を除き排他的な応札要件を付さないことなど、競争性確保のための取組を実施している。</p> <p>以上のとおり、随意契約等見直し計画に基づく各種の取組を着実に実施した結果、計画の基準となる平成20年度において22件あった随意契約を平成23年度において6件にまで減少することができた。</p> <p>また、随意契約等見直し計画においては、随意契約を6件とすることを目標にしているところであり、同計画の目標を達成したところである。</p>
<p>④一者応札・一者応募となった契約の改善方策</p>	<p>一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、平成21年7月24日に策定し、当機構のホームページにて公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づき、次のとおり改善の取組を行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。</p> <p>（改善方策の主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること。（国における「予算決算及び会計令」等においては10日（暦日）間） ・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討した上、過度に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと。 <p>また、更に実質的な競争性確保の一助とするため、入札前に問い合わせのあった業者に入札辞退理由のアンケートを行い、事後点検を行っている。</p>

<p>⑤ 契約に係る規程類とその運用状況</p>	<p>○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置については、すべて実施済みである。</p> <p>○ 平成 23 年度においては、総合評価落札方式及び公募の実施実績はなく、企画競争についての実施状況は次のとおりである。</p> <p>ア 説明会の実施及び説明会から入札日又は企画書提出日までの十分な日程の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に企画競争により契約を締結した調達は3件であり、3案件とも複数の参加者があったことから、十分な日程の確保はもとより適正な調達を実施したものと考えている。（公告日から企画書提出期限までは平均24日） <p>なお、3案件のうち2案件の業務内容は「C I O補佐官業務」及び「会計監査人候補者の選定」であり、専門性の高い業務であったことから、応募者は、基本的には、その分野において一定の専門知識を有する者であると想定されたことから、説明会は行わず仕様書等に関する質問期間を確保することで対応を図ったところである。</p> <p>イ 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に企画競争により契約を締結した3件については、いずれも選定基準及び配点を事前に配付し、その結果については、企画競争参加者に公開している。 <p>ウ 選定委員における外部有識者割合の基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 当機構においては、企画競争について、内部職員に評価が可能な案件を対象とすることとしているが、この場合も、契約に係る競争性及び透明性を確保するため、選定委員の評価結果について「契約審査会」で適正性等を審議することとしている。 <p>なお、総合評価落札方式については、割合に係る基準は設けていないが、「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」（平成20年度末に策定）により外部有識者を含めることを義務付けている。</p>									
<p>⑥ 再委託している契約の内容と再委託割合（再委託割合が 50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの）</p>	<p>○ 随意契約によるものを再委託しているものは次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="561 1326 1481 1469"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>受託者</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療機構 ALM モデル運用支援</td> <td>（株）三菱東京 UFJ 銀行</td> <td>8,641,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 当機構では、貸付原資についての自己資金調達による金利リスクに対応するため、ALM システムを活用している。本件は、当該システムの運用支援業務を委託しているもの。</p> <p>再委託の内容は、受託者においてシステム運用保守業務を再委託しているものである。再委託割合については、受託者が当機構の業務以外のシステム運用保守も一括して再委託先に委託していることから、受託者としては「機構業務のみの再委託割合を算定することは困難」としている。</p>	契約件名	受託者	金額（円）	福祉医療機構 ALM モデル運用支援	（株）三菱東京 UFJ 銀行	8,641,500			
契約件名	受託者	金額（円）								
福祉医療機構 ALM モデル運用支援	（株）三菱東京 UFJ 銀行	8,641,500								
<p>⑦ 公益法人等との契約の状況</p>	<p>○ 平成 23 年度に締結した公益法人等との契約の状況次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="561 1792 1481 2058"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>受託者</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人会計システムの保守</td> <td>（財）日本システム開発研究所</td> <td>7,625,100</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設開設・経営実務セミナー【東京会場】開催に係る会場借り上げ</td> <td>（福）全国社会福祉協議会</td> <td>1,664,160</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	受託者	金額（円）	独立行政法人会計システムの保守	（財）日本システム開発研究所	7,625,100	社会福祉施設開設・経営実務セミナー【東京会場】開催に係る会場借り上げ	（福）全国社会福祉協議会	1,664,160
契約件名	受託者	金額（円）								
独立行政法人会計システムの保守	（財）日本システム開発研究所	7,625,100								
社会福祉施設開設・経営実務セミナー【東京会場】開催に係る会場借り上げ	（福）全国社会福祉協議会	1,664,160								

<p>⑧その他調達の見直しの状況</p>	<p>○ 平成 23 年度においても、「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日付厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、すべての調達は原則として一般競争入札によることとし、当機構の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底したところ。</p> <ul style="list-style-type: none">① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が 1/2 を超える場合においては審査を行うこと
----------------------	---

I 平成23年度の実績【全体】		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	41件 (82.00%)	6.9億円 (82.95%)
	うち一者応札	16件 【39.02%】	3.7億円 【53.81%】
	総合評価落札方式	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者応札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	指名競争入札	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者応札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	企画競争等	3件 (6.00%)	0.9億円 (10.84%)
	うち一者応募	－件 【－%】	－億円 【－%】
競争性のない随意契約		6件 (12.00%)	0.5億円 (6.21%)
合 計		50件 (100.0%)	8.4億円 (100.0%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

II 平成23年度の実績【公益法人】		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	1件 (50.00%)	0.02億円 (17.91%)
	うち一者応札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	総合評価落札方式	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者応札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	指名競争入札	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者応札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	企画競争等	－件 (－%)	－億円 (－%)
うち一者応募	－件 【－%】	－億円 【－%】	
競争性のない随意契約		1件 (50.00%)	0.08億円 (82.09%)
合 計		2件 (100.0%)	0.09億円 (100.0%)

※ 「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 随意契約等見直し計画の進捗状況 その1

		随意契約等見直し計画 による見直し後の姿		平成 23 年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		－件 (－%)	－億円 (－%)	45件 (57.7%)	35.7億円 (77.7%)
競争性のある契約	競争入札	46件 (59.0%)	35.7億円 (77.7%)	26件 (33.3%)	9.0億円 (19.6%)
	企画競争等	26件 (33.3%)	6.7億円 (14.5%)	3件 (3.9%)	1億円 (2.1%)
競争性のない随意契約		6件 (7.7%)	3.6億円 (7.8%)	4件 (5.1%)	0.2億円 (0.5%)
合 計		78件 (100.0%)	46億円 (100.0%)	78件 (100.0%)	46億円 (100.0%)

(注) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※ 「随意契約等見直し計画」策定時の個々の契約が、平成 23 年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。

※ 「随意契約等見直し計画による見直し後の姿」の各欄の件数・金額は、随意契約等見直し計画時の件数・金額から複数年契約で平成 23 年度に契約の更改を行っていないものを除いたもの。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札」は、一般競争入札及び指名競争入札を示す。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示し、平成 23 年度実績欄には不落・不調随契が含まれる。

IV 随意契約等見直し計画の進捗状況 その2					
		一者応札・一者応募案件の見直し状況 (20年度実績)		23年度も引き続き一者応札・一者応募となったもの	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		1件 (%)	1億円 (%)	14件 (51.9%)	8.7億円 (74.6%)
契約方法を変更せず条件等の見直しを実施(注2)	仕様書の変更	1件 (-%)	1億円 (-%)	1件 (-%)	1億円 (-%)
	参加条件の変更	23件 (85.2%)	10.8億円 (92.6%)	6件 (22.2%)	1.0億円 (9.0%)
	公告期間の見直し	3件 (11.1%)	0.2億円 (1.7%)	1件 (3.7%)	0.05億円 (0.4%)
	その他	1件 (3.7%)	0.7億円 (5.7%)	1件 (-%)	1億円 (-%)
契約方式の見直し		1件 (-%)	1億円 (-%)	1件 (-%)	1億円 (-%)
その他の見直し		1件 (-%)	1億円 (-%)	1件 (-%)	1億円 (-%)
点検の結果、指摘事項がなかったもの		1件 (-%)	1億円 (-%)	1件 (-%)	1億円 (-%)
一者応札・一者応募が改善されたもの		-	-	6件 (22.2%)	1.9億円 (16.0%)
合計		27件 (100.0%)	11.6億円 (100.0%)	27件 (100.0%)	11.6億円 (100.0%)

(注) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注1) 平成20年度に一者応札・一者応募であった個々の契約が、見直しによって、平成23年度の契約ではどの程度一者応札・一者応募となったかを示している。

(注2) 内訳については、重複して見直ししている可能性があるため計が一致しない場合がある。

V 公益法人等への会費等の支出状況		
23年度交付法人数	24年度廃止予定 (件数)	廃止が困難なもの (件数)
4件	2件	2件

(注1) 平成24年3月23日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(行政改革実行本部決定)により、見直し方針が示されており、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないこととされている。

(注2) 上記見直しについては、平成24年度以降見直しを行うこととされている。

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人福祉医療機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(71.8%) 56	(46.0%) 2,114,112	(92.3%) 72	(92.2%) 4,240,614
競争入札	(47.4%) 37	(34.3%) 1,575,562	(59.0%) 46	(77.7%) 3,572,400
企画競争、公募等	(24.4%) 19	(11.7%) 538,551	(33.3%) 26	(14.5%) 668,214
競争性のない随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 2,484,469	(7.7%) 6	(7.8%) 357,967
合 計	(100%) 78	(100%) 4,598,581	(100%) 78	(100%) 4,598,581

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	56	2,114,112
うち一者応札・一者応募	(48.2%) 27	(55.0%) 1,162,242

(注) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(100%) 27	(100%) 1,162,242
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	23	1,075,641
公告期間の見直し	3	20,136
その他	1	66,465
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(0%) 0	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

契約に係る競争性及び透明性の確保の観点から、次の措置を実施している。

ア. 企画競争及び公募については、更に一般競争への移行に努める。

イ. 契約に係る規程類の整備

「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年1月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況については、事務連絡の①～⑥の事項ごとに、次のとおり適切に対応している。

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定（「予算決算及び会計令」第74条）と同様の内容とした。

- ② 指名競争入札限度額を国の基準と同額とすること。

《措置状況》

平成18年度に措置済みである。

- ③ 包括的契約条項又は公益法人契約条項を設定している場合、恣意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、包括的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」との随意契約条項を削除した。

- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の規準とすること。

《措置状況》

平成15年度に措置済みである。

- ⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、総合評

価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。（「会計法」第29条の6第2項（落札方式）、同法第29条の12（長期継続契約）、「予算決算及び会計令」第102条の2（長期継続契約ができるもの）及び他の独立行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。）

- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

《措置状況》

平成20年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。

ウ. 審査体制の整備

当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」（内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関）において契約方式の妥当性及び総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。

また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとしている。

更に、外部から登用しているCIO補佐官に出席を求め、専門家の意見を聴取して、契約に係る改善を行っている。

（参考）

少額随意契約の基準額は次のとおり。（国と同様の基準である。）

- ・ 工事及び物品の製造⇒予定価格が250万円を超えないもの
- ・ 財産の買入⇒予定価格が160万円を超えないもの
- ・ 物件の借入⇒予定価格が80万円を超えないもの
- ・ 上記以外⇒予定価格が100万円を超えないもの

エ. 一者応札・一者応募の見直し

- ① 公告期間の確保等

競争性のない随意契約については、一般競争入札等、競争性のある契約方式への移行を推進しているところであるが、結果として一者応札・一者応募となっている事例が散見される状況となっている。

このため、平成21年7月24日付で『「一者応札・一者応募」に係る改善方策について』を制定し、公告期間の確保（原則10営業日以上）、契約の履行を確保する最低限の要件を除く排他的な競争参加資格要件を設定しない、仕様書の改善などについて取り組んでいるところである。

- ② 応札者の範囲拡大のための取組

当機構では、平成20年度において、競争入札の推進にあたり、入札への参加者を増やし、より公正な競争を行うこと

等を目的に、「競争参加者の資格等の取扱いに関する細則」の改正を行った。

具体的には、役務提供契約において、予定価格の対応する区分以外の等級の事業者も競争に参加することを可能とした。
(例えば、A等級の入札案件については、2級下位のC等級までの事業者の入札参加を可能とした。)

(注) 個別の契約の状況については、各様式に記載

内部統制

①統制環境	<p>1 理事長の役職員へのミッションの周知等</p> <p>(1) 当機構のミッションと経営理念</p> <p>当機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、この社会的使命を効率的かつ効果的に果たすことができるよう業務運営に邁進しているところである。</p> <p>現理事長は平成20年4月に民間から就任したところであるが、当機構のこれからの方向性を明示するため、理事長を中心として、全役職員から意見を出し合い、平成20年10月に当機構の経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、発信している。</p> <p>これにより、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしたところである。</p> <p>当機構においては、理事長の指揮、監督のもとで、統制環境の整備を図りつつ、社会的使命を果たすために全役職員が一丸となり、業務を推進しているところである。</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画の策定</p> <p>理事長の指揮、監督のもと、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、さらに、各事業部へのヒアリング結果を踏まえ、中期計画及び年度計画の素案を作成し、全役員・幹部職員で構成される経営企画会議において審議したうえで、中期計画及び年度計画を策定している。</p> <p>全役職員が中期計画及び年度計画の策定に参画することによって、当機構の社会的使命が周知されるとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。</p> <p>(3) 役職員に対するミッションの周知</p> <p>ア 理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。</p> <p>イ 毎年度初めの経営企画会議において、理事長から役員・幹部職員に対して、「進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して周知すると同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。さらに、東日本大震災等への対応について更なる迅速かつ的確な対応を図ることを目的に設置した役員連絡会を毎週</p>
-------	---

開催し、組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底している。ウ 経営理念「民間活動応援宣言」については、イントラネット内の掲示板及び執務内の各所に掲示されており、役職員がお客さまへ配布するリーフレットや名刺に印刷することにより、全役職員が日々、経営理念を意識した業務運営を行っている。

2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保

(1) 理事長のリーダーシップ発揮

ア 理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効果的に開催し、重要案件に対して迅速かつ的確な経営判断を行っている。また、平成 23 年度より経営企画会議については、これまで月 1 回開催していたところであるが、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図るため、トップダウン方式とボトムアップ方式の双方向による会議を月 2 回開催に見直し、効率的かつ効果的な運営を実施している。

イ 経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成 21 年 4 月から理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、全役職員の士気の向上を図っている。

ウ 理事長の指示に基づき、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標を達成するため、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を定めている。また、それを達成すべく各課（室）における重点目標（課としてなすべき事項）を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作成している。

エ 理事長の指示に基づき、東日本大震災に係る被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成 23 年 8 月に設置し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への機構としての対応の検討、また、金融庁、民間金融機関、他の政府系金融機関の動向把握と調整等を実施している。

(2) マネジメントの実効性確保

ア 理事長の指示に基づき、次のとおり各現業部門又は管理部門の状況等を取りまとめ報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実行性を確保している。

○ 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出したうえで、改善策の指示等が行われている。また、併せて、各事業におけるコスト管理も行い、効率的な業務運営を図っている。

○ 平成 17 年度に認証を取得した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（QMS）の運用を通じ、是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務の改善を図っている。平成 23 年度からは、監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による監査と QMS 内部監査を統合したうえで、理事長直属の監査室が、業務の合規性（旧監査室検査）及び業務の継続的改善（QMS 内部監査）の観点から、全部署に対し厳格な内部監

査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、更なる継続的改善活動を推進している。

また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等をとりまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行っている。

なお、平成24年2月にISO9001認証機関による定期審査を受審し、「QMSの運用は十分に高い適合性を維持している。」との高い評価を受けた。

イ 経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、個人の目標にブレークダウンされた取組みについては、人事評価制度の運用を通じて、その進捗状況を管理するとともに、人事評価結果を人事及び給与等に適切に反映することにより、士気の高い組織運営を図っている。

3 内部統制の構築状況

(1) 法令等の遵守

ア 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員の法令遵守における基本方針を定めるとともに、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備している。

イ 個人情報保護を適切に実施する観点から、「独立行政法人福祉医療機構個人情報管理規程」に基づき、平成20年4月に個人情報管理委員会を設置し、「個人情報保護マニュアル」を策定するとともに、マニュアルの遵守状況を把握するための職員向けアンケートを実施し、その分析結果をもとにマニュアルの見直しや個人情報保護の取組強化としての個人情報保護方針の策定など、個人情報保護の重要性について注意喚起を行っている。

ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等を制定の上、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、全役職員に対する研修（e-ラーニング形式の研修を導入）を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。

○ 内部統制統括部署：総務企画部総務課（平成24年度より総務企画部業務管理課）

○ 推進部署：総務企画部総務課（職員数7人）

○ 優先順位：第1位

【理由】当機構において不祥事が発生した場合、風評等により法人自体の存続に関わるため、最も重要なものと考えている。

(2) 業務の有効性・効率性

上記1及び2の取組みのとおり、理事長の指揮、監督のもとで、当機構のミッション（民間活動応援宣言）を効率的かつ効果的に果たすための統制環境を構築している。

○ 内部統制統括部署：総務企画部総務課

○ 推進部署：総務企画部総務課、人事課、企画室企画課（職員数20人）

○ 優先順位：第2位

【理由】当機構の社会的使命及び中期目標等を効率的に達成するためには、業務の有効性・効率性について留意することが必要であるた

め、第2位としている。

(3) 資産の保全

ア 当機構においては、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、保有する資産について、不断の見直しを行っている。

イ 平成23年度においては、千里山田宿舍及び公庫総合運動場を年度内に国庫納付（現物納付）することができたが、宝塚宿舍及び川西宿舍においては、近隣住民との境界確定協議が整わなかったため、現物納付が不可能となり急ぎよ金銭納付を行うこととし、平成24年3月に一般競争入札を行った結果、落札決定し、平成24年5月には売却代金の決済を行い、速やかに国庫納付する予定であり、適切な対応を図っている。

また、その他保有する資産である東久留米宿舍、小金井宿舍ほかについては、平成24年度中における入居者の退去を促すための入居者に対する説明会を実施するなど、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するべく手続きを進めている。

ウ 心身障害者扶養保険資金の運用については、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で、策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施している。

エ 見直しの基本方針において、不要とされた資産については、同見直しの基本方針に基づき、国庫納付の手続きを進めている。

○ 内部統制統括部署：総務企画部総務課

○ 推進部署：経理部会計課、資金課（職員数14人）

○ 優先順位：第3位

[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことから、同順位としている。

(4) 財務報告等の信頼性

会計監査人による監査、監事監査等による内部監査、会計検査院による監査、独立行政法人評価委員会による評価などにより信頼性を確保している。

○ 内部統制統括部署：総務企画部総務課

○ 推進部署：監査室、総務企画部企画室企画課、経理部経理課（職員数22人）

○ 優先順位：第3位

[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことから、同順位としている。

4 役員会の位置付け、権限の状況

役員会は、理事長及び理事をもって構成され、原則として毎月1回、理事長が召集し、これを主宰している。また、役員会においては、次に掲げる事項を審議し、役員会の議事は、役員会の構成員の意見に基づき、理事長が決定している。

○ 機構の業務運営の基本方針に関する事項

○ 事業計画、予算及び資金計画並びに決算に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務方法書その他諸規程の制定改廃に関する事項 ○ 組織及び機構の改廃に関する事項 ○ 人事及び給与の基本方針に関する事項 ○ その他理事長が必要と認める事項 <p>5 理事長と監事・会計監査人の連携状況</p> <p>(1) 理事長と監事との連携状況</p> <p>ア 監事との連携については、監査計画立案時及び監査報告時（中間報告時を含む。）における意見交換に加えて、役員会等の場において緊密に意見交換を実施している。また、年2回理事長が監事に対して個別面談を行うなど、意見交換の場を設けている。</p> <p>イ 監事監査における指摘事項については、必要に応じて役員会、経営企画会議等の当機構の意思決定に関わる場において議題として報告するとともに、改善状況等を確認する等のフォローアップを行っている。</p> <p>ウ 理事長が主宰する経営企画会議において、オブザーバーとして監事も出席し、重要案件に対する経営判断を行うにあたって、監事からの意見を聴取している。</p> <p>(2) 理事長と会計監査人との連携状況</p> <p>毎年度、会計監査人は理事長に対して決算の概要説明を行うほか、業務運営や不正防止に関すること等のトップマネジメントに関してインタビューを行い、意見交換を行っている。</p> <p>6 その他統制環境に関する状況</p> <p>ア 当機構の職員から、業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善を図るため、平成22年6月より「職員意見箱」の運用を開始したところであるが、より経営陣に意見・提案が届くように職員意見箱と改善アイデア提案制度を統合し、平成24年2月から新たに「職員提案箱」を設置し、運用を開始している。</p> <p>イ 災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するために、平成23年2月に策定した事業継続計画について、東日本大震災の経験を踏まえ、平成23年11月に見直しを行い、役職員に周知するとともに、有効性の検証を含め計画に基づく訓練を平成24年3月に実施している。</p>
<p>②リスクの識別・評価・対応</p>	<p>1 リスク対応計画に基づく対応</p> <p>法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるとともに、危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めたリスク・危機管理基本方針を平成21年10月に策定したところである。</p> <p>また、同方針に基づき、平成21年10月に理事長、理事、審議役及び各部長をもって構成するリスク管理委員会を設置し、各部において業務上のリスクを網羅的に洗い出し、リスクが顕在化した場合の影響度や発生可能性を評価し、重要度の高いリスクを抽出・把握した上で、その予防措置等の対応策をまとめたリスク対応計画を平成22年3月に策定している。</p> <p>平成23年度においては、平成22年度のリスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施し、評価結果を取りまとめ、リスク対応計画の是正・改善を行った。これにより当機構が抱えるリスク等の洗い出しを全役職員が参</p>

	<p>加して行う仕組みを構築しており、当機構のミッションの周知徹底を図るとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。</p> <p>なお、金融庁検査の導入に向け、リスク管理の高度化を目指し、リスク管理態勢にかかる体制整備を構築する準備を行っている。</p> <p>2 QMSに基づく対応</p> <p>QMSに基づき、業務運営において生じる課題・問題点（不適合）への対応方法、原因の分析、再発・未然防止等を行う是正予防処置を適切に実施するため、「是正・予防処置結果記録シート」に記録する運用を実施し、確実な管理を行うことでQMSの有効性の維持及び継続的な改善を進めている。</p>
<p>③統制活動</p>	<p>1 リスク対応計画に基づく対応</p> <p>各部においては、リスク対応計画により定めた対応を適切に実行している。また、各部からリスク管理委員会に対して、同計画に基づく対応実績等を半年に一度報告して評価を受けるとともに、必要に応じて計画の更新を行っている。</p> <p>2 QMSに基づく対応</p> <p>QMSに基づき、業務に必要な能力を習得するための教育・訓練の運用や業務手順書等による業務の標準化等を実施している。</p>
<p>④情報と伝達</p>	<p>1 組織内での情報伝達</p> <p>イントラネット及び当機構のホームページにおいて、全役職員が職務の遂行に重要となる情報である経営理念、中期目標、中期計画、年度計画及び各部署における重点目標、また、経営企画会議における理事長所感や各種会議資料等を掲載することにより、全役職員が理事長の経営姿勢、各事業における課題、重要事項に対する審議状況、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理状況等を把握することができるよう整備している。</p> <p>2 緊急時における連絡網の整備</p> <p>緊急的な事態が発生した場合において、休日又は深夜においても理事長以下上層部に対して、その事態の報告と指示を受けるための緊急連絡網を整備している。</p> <p>3 外部への伝達と外部からの収集</p> <p>当機構のホームページにおいて、法令による財務情報の開示等を含め、組織の外部に対しても適時かつ適切に情報を伝達している。</p> <p>また、平成22年7月に、当機構のホームページ上に顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客様の声」制度を開設し外部から情報を収集している。</p> <p>4 QMSに関連する各種情報</p> <p>イントラネット内にQMSに関連する各種情報（業務手順書、内部監査報告書、是正・予防処置結果記録シート等）を掲載し、全役職員がいつでも各種情報を確認できる体制を整備している。</p>

⑤モニタリング

1 日常的モニタリング

- ア 経営企画会議において、各事業における予算の執行状況、中期目標等に対する業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を把握・管理している。
- イ 内部監査を全部署に対し年1回実施し、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。
- ウ 平成24年2月より運用している「職員提案箱」において、当機構の職員からの業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取できる仕組みを整備している。

2 独立的評価と評価プロセス

- ア 監事による監査報告等については、役員会において報告が行われるとともに、その監査結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。
- イ 前述の各部署における日常的モニタリングと並行し、監査室が独立かつ客観的立場で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かを検証し、不正事故の発生等を防止することを主眼とした内部監査を実施している。
- ウ 監事監査では、i) 理事長の指揮、監督のもと、当法人の役割、機能が発揮されているか、ii) 業務運営及び事務の健全性は保たれているか、iii) 業務の合規性及び正確性は保たれているか、iv) 業務運営及び事務の効率性、透明性は保たれているか、v) 顧客保護及び顧客サービス向上の取組はなされているか、vi) 財務の健全性が保たれ、会計経理が法令等に従い適正に行われているか、vii) 入札・契約、内部統制、情報開示等は適切に取組まれているかの7点を監査視点とし、併せて重点項目等も追加し、全部署に対し監査を実施している。
- エ 監事による内部統制の評価に関しては、監事監査計画の重点監査項目の1項目として、内部統制の整備（機能・有効性）を挙げて監査を行っている。当機構では、内部統制の整備に関し、整備すべき内部統制の主な項目及び具体的な対応方法等につき整理を行った上で順次体制準備を行ってきており、監事としては、まず、例えばコンプライアンス体制の整備やリスク対応計画策定などが計画に沿って進捗しているかの確認を行っている。その上で整備された内部統制が有効に機能しているかどうかについて、「独立行政法人における内部統制と評価について報告書（平成22年3月）」（以下「報告書」という。）にある監事監査の視点等を念頭におき、各部門の業務監査において内部統制の有効性の状況を確認し、必要に応じ改善を要する事項等につき監査報告に盛り込み、理事長に報告すると共に役員会にて情報を共有している。
内部統制の諸制度が有効に機能しているかどうかを評価するためには、ネガティブ情報でも上位者に報告しやすい風通しの良さや、リスク事象が発生した場合でも、単に個人の責任に帰するといったことなく、今後の改善のための情報共有に重点を行くといったような、謂わば企業風土的な面についても十分注意深くウォッチしていくことが必要と考えている。そうした事象が観察された場合は、理事長をはじめ各役員にフィードバックし、その後の対応・改善状況について、把握していくよう努めており、監事が監査を通じて内部統制に係る PDCA サイクルを補完する役割も果たして

	<p>いるものと考えている。</p> <p>オ 「報告書」では、「内部統制を評価する者は、組織の活動及び評価の対象となる内部統制の各基本要素をあらかじめ十分に理解する必要がある」とされているが、監事としても「報告書」と同様の理解である。このため、組織の活動に関しては、業務内容につき各担当部署から説明を受けると共に、経営企画会議等に出席して、業務の進捗状況につき把握していること、また、業務監査において各業務における課題等につき把握しており、内部統制を評価するのに必要な組織の活動に関する情報を得ていると考えている。また、内部統制の各基本要素に関しては、「報告書」公表以前から、COSO 報告書についての理解を深めることや、当機構が貸付業務を行っていることから、金融庁の金融検査マニュアルのガバナンスやリスク管理に関するチェックリストなども参考にするなど、当機構の業務の実態に沿った内部統制の評価を行っている。</p> <p>カ 厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された統制環境における問題点等については、役員会及び経営企画会議において報告が行われるとともに、その評価結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。</p> <p>3 内部統制上の問題についての報告</p> <p>上記の日常的モニタリング及び独立的評価により明らかになった内部統制上の問題に適切に対処するため、問題が発生した場合は、役員会及び経営企画会議等において全役員に報告する仕組みが整備されている。</p>
<p>⑥ ICTへの対応</p>	<p>ア 理事長所感などの全役職員が職務の遂行に重要となる情報については、イントラネットを活用し情報の共有化を図っているところであるが、その一方で、企業秘密等へのアクセスの制限、情報の紛失・漏洩の防止等を行う必要があることから、静脈認証等におけるマシン室への入退室管理システムの運用、バックアップデータの遠隔地保管及び外部電子媒体へのファイル書き込み時のパスワード設定を必須とする仕組みを導入するなど、セキュリティ対策の強化を図っている。</p> <p>イ ICTの脆弱性や業務に与える影響等の評価については、情報化統括責任者（CIO）補佐官の助言を得て実施している。</p> <p>ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等に基づき、幹部職員向け自己点検調査を実施し、新たな情報セキュリティ上の課題を抽出するとともに、全役職員に対する研修を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。</p> <p>※ ICT：Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。ITと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。</p>

<p>⑦監事監査 ・内部監査 の実施状況</p>	<p>監事監査</p>	<p>1 中期計画・年度計画等の妥当性について 中期計画期間5年間の環境の変化等も踏まえ、中期計画及び年度計画の妥当性にも留意しながら監査を実施している。</p> <p>2 役職員の給与水準について 特定事項監査の一環として、給与水準の状況、対応状況の確認を実施している。平成22年度及び23年度に実施した職員給与水準の引下げにより、平成24年度までにラスパイレス指数が概ね100となる措置がとられたことを確認している。</p> <p>3 理事長のマネジメントの発揮状況について 上記①統制環境の1理事長から役員へのミッションの周知等及び2理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保等に述べられているように、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長としてのマネジメントは十分に発揮されているものと認識している。</p> <p>4 職員がミッションを意識しつつ目標・計画策定に参加しているか、また、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについて 経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、毎年度策定される事業部ごとの重点目標を踏まえ、職員が人事評価制度において各個人の目標設定を主体的に行い、それに対し組織として期待する役割を果たしているか評価されることにより、ミッション達成に向けた展開がなされていることを確認している。 また、イントラネット内における経営理念「民間活動応援宣言」や経営企画会議などの資料及び議事録等の掲示、さらには事業間連携強化・働きがいのある職場づくり（民間活動応援本部）及び東日本大震災対応など、組織を横断したプロジェクトチームが設置・運営されており、これらのプロジェクト等においても職員間の情報共有が図られ、積極的にコミュニケーションがとられていることを確認している。</p>
	<p>内部監査</p>	<p>不正事故の発生等防止の観点で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かの検証を実施している。 また、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。</p>
<p>⑧内部統制の確立 による成果・課題</p>	<p>当機構における内部統制の確立による成果及び課題については、次のとおりである。 ア 全役員が、経営の方向性及び経営者の考えを明確に把握することができるため、役員自ら物事に対して主体的に取り組むようになり、働きがいのある職場環境の構築につながっており、統制環境が良い方向に向かっている。 イ 当機構のミッション（民間活動応援宣言）を果たすために、各役員</p>	

職務がどのように貢献しているかを強く意識することができるため、全役職員のインセンティブの向上につながっている。

ウ 全役職員が組織のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務に関する知識だけではなく、他の職務に対する意識が高まり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上が図ることができ、副次的な効果も出ている。

エ 平成22年7月から「お客さまの声」制度を設けたところであるが、聴取したお客さまからのご意見や苦情等に適切に対応することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、当機構の業務運営の効率化にもつながっている。

オ 平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備しており、経営理念による当機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンスの仕組みの一層の強化が構築されつつある。

**事務・事業の見直し等
(委員長通知別添三関係)**

①独立行政法人の
事務・事業の見直し
の基本方針で講ず
べき措置とされた
ものの取組状況
(23年度中又は23
年度から実施とされ
たもの)

1 福祉貸付事業及び医療貸付事業

＜取組状況＞

借入申込みの受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示し着実に取り組んでいる。(平成23年3月措置済み)

なお、具体的な取組みは以下のとおり。

- 審査期間短縮
 - (平成22年度目標) 福祉貸付75日以内、医療貸付45日以内
 - (平成23年度目標) 福祉貸付・医療貸付30日以内
 - (平成23年度実績) 福祉貸付27.8日、医療貸付21.1日
- 申請書類の簡素化

平成22年度中に、申請書類の一部削減、施設種別ごとに提出することとなっていた書類の一元化及び一部電子化などにより、福祉貸付は対前年度比30%以上、医療貸付は対前年度比5%以上の簡素化を図った。
- 融資相談の強化

事業計画の早い段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行った。
- 有事対応・機動性の強化

災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度を創設。また、東日本大震災において被災された事業者への対応を図るため専用電話による特別相談窓口を設置するとともに被災地での融資相談会の開催など、迅速かつきめ細かな対応を図った。

平成23年度第一次補正予算において、被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため貸付利率の一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。また、第二次補正予算において、旧債務に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和(償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)を実施している。さらに、第三次補正予算において、市町村等の復興計画を踏まえた被災地復興のための支援や今後の災害対策を図るべく貸付利率について当初5年間金利等の優遇措置を講じている。

＜参考：東日本大震災対応状況(平成24年3月末現在)＞

 - ・福祉貸付
 - 現地相談会：10回(個別相談137件)、訪問相談：3件
 - 関係団体等と意見交換：12回
 - ・医療貸付
 - 現地相談会：9回(個別相談95件)、訪問相談：2件
 - 関係団体と意見交換：26回
- 小規模組織に対する資金需要の支援の強化

平成23年度からケアホーム、グループホームについてNPOを貸付け

の相手方に追加するとともに、平成23年度第三次補正予算において、東日本大震災の復興に資する整備については、29名以下の特別養護老人ホーム、ケアハウスや障害福祉サービス事業に対して、一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。

○ 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化

救急医療、へき地医療などを担っている社会医療法人に対して、平成21年6月から融資にあたっての保証人を不要とするとともに、平成23年度から、融資率の引き上げ、土地取得資金の利用条件を緩和し、資金需要に応えることで地域における医療の質を図れるよう融資制度の創設を行った。

○ 融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

平成23年度から、福祉医療政策の動向や顧客ニーズを踏まえた特別養護老人ホームや病院への融資条件の優遇（耐火構造の施設についての償還期間を30年以内に延長）、地球温暖化対策に資する事業への融資条件の優遇、先進医療機器に対する融資制度の創設等を行った。

さらに、平成24年度から「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）に基づき国有地等を利用した社会福祉施設等の整備促進のための融資条件の優遇、東日本大震災の被害を教訓として災害時における電力不足に対応するために病院等への自家発電設備整備に係る融資条件の優遇を行った。

（講すべき措置）※23年度から実施

利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。

2 福祉医療経営支援事業

＜取組状況＞

民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行った。

（講すべき措置）※23年度から実施

病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。

3 福祉保健医療情報サービス事業

＜取組状況＞

国と重複する行政情報及び民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載）を廃止し、平成23年4月1日から事業規模の縮減（平成22年度7億円→平成23年度6億円）を行った。なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。

また、平成24年10月から稼働予定の次期システムの構築にあたり、システム仕様を見直しサーバ構成等のスリム化を図り運用経費の更なる縮減を図っているところである。

(講すべき措置) ※23年度から実施

国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報(ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務)に限定することにより、事業規模を縮減する。

4 社会福祉振興助成事業

〈取組状況〉

助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策などの国として行うべきものに限定した助成対象テーマを定め、募集要領に明記し公表している。

また、助成事業の採択にあたっては、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、当該選定方針に基づき審査・採択を行っている。

(講すべき措置) ※23年度から実施

政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。

5 不要資産の国庫返納

① 公庫総合運動場、宝塚宿舍ほか

〈取組状況〉

○ 公庫総合運動場は平成24年1月、千里山田宿舍は平成24年3月に国庫納付(現物納付)を完了した。宝塚宿舍及び川西宿舍(90,800千円)は平成24年5月に売却済みであり、速やかに国庫納付(金銭納付)を行う予定。

宝塚宿舍及び川西宿舍の国庫納付については、近隣住民との土地の境界確定協議が整わず、当初予定していた現物納付が困難となったため、財務省及び厚生労働省と協議し、当該資産を売却のうえ金銭による国庫納付としたことから、平成23年度中に国庫納付することができなかった。現在、国庫納付(金銭納付)について厚生労働省と調整中。

○ 平成24年度以降に実施することとされている東久留米宿舍、小金井宿舍ほかについては、平成22年度及び平成23年度に入居者に対し平成24年度中の退去を促すための説明会を実施した。

(講すべき措置) ※23年度から実施

公庫総合運動場、宝塚宿舍ほかを国庫納付する。

② 政府出資金等

〈取組状況〉

業務廃止後、国庫納付を行う予定。

(講すべき措置) ※23年度以降実施

業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産(約58億円)を国庫納付する。

②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況

1 旧長寿・子育て・障害者基金事業

《取組状況》

長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2,787億円及び債券売却益等134億円）は、平成22年11月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。

また、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金（国庫補助金）が予算措置されることとなり、平成22年4月1日から新たに社会福祉振興助成事業を創設し、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行っている。

（判定結果）

長寿・子育て・障害者基金の全額を国庫に返納（必要な事業については毎年度予算措置）

《取組状況》

長寿・子育て・障害者基金事業に係る管理費等の経費については、平成20年度実績で約828百万円であったところであるが、広報・募集方法及び電子申請システム等の見直しを図り、平成23年度において371百万円となり、平成20年度実績に比して約55%の削減を図っている。

（判定結果）

（独）福祉医療機構の管理費を削減

2 福祉貸付事業及び医療貸付事業

《取組状況》

上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。

（判定結果）

効率化などに努めることを前提に、当該法人で実施し、事業規模は現状維持

3 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

《取組状況》

- 現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を平成22年内中に取りまとめ、金融機関等と実務面の調整を行った上で平成23年12月より制度取扱変更を実施した。
- また、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23年3月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会にて公表した。
- さらに、平成24年3月に、平成27年10月より低所得者等への年金額の加算措置を講じることを盛り込んだ国民年金法等の一部改正法案を国会に提出した。事業の利用者は年金額の低い方が多いことから、この年金額の加算措置は本事業の代替措置の一つとなり得るものである。

《検討状況、今後予定する見直し内容等》

平成24年度においては、貸付実績の分析等により、平成23年度に実施した事業の見直しの検証を行いつつ、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等も見極め、廃止に向けた検討を行う。

（判定結果）

新たなセーフティーネットを用意した上で、事業廃止

③省内事業仕分け
で自ら示した改革
案の取組状況

1 ヒト（組織のスリム化）

＜取組状況＞

平成23年4月に管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化を行うため、次のとおり組織改正を行った。

- 管理部門の再編（総務部、企画指導部、情報システム部）を行い、管理職ポスト（部長▲2名、課長▲1名）を削減した。
- 大阪支店の管理部門を廃止（次長▲1名、課長代理▲1名）した。

＜国家公務員OB関連＞

職員：定年後解消（平成22年度末に2名減、平成23年度7月に1名減、平成24年度末に1名減と段階的に解消）

2 モノ（余剰資産等の売却）

＜取組状況＞

上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。

3 カネ（国からの財政支出の削減）

＜取組状況＞

国からの財政支出（運営費交付金）については、平成22年度予算で41.20億円であったところであるが、福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET）の規模の縮減、大阪支店の管理部門の廃止、人件費の削減等により、平成23年度予算において39.47億円となり、1.73億円の削減を図っている。

4 事務・事業の改革

(1) 福祉貸付事業及び医療貸付事業

＜取組状況＞

上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。

(2) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

＜取組状況＞

上記「②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況」のとおり。

(3) 福祉医療経営指導事業

＜取組状況＞

- 民間コンサルとの棲み分け

民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の実態把握及び機構セミナー受講者のニーズ等調査を踏まえ、民間と競合する業務は廃止し、機構の独自性が明確になるテーマ設定・講師選定を行い、施設整備の事業計画の立案や施設の機能強化に資する情報等に関する内容へと重点化し、平成23年度の実施計画の見直しを行った。（平成23年3月措置済み）

具体的には、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役職員等による施設整

備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、内容の見直しを図り、機構の独自性が発揮できるように改めた。

○ 顧客満足度、機動性の向上

経営セミナーについては、受講者アンケート調査結果に基づき、WAM独自の経営情報の発信を強化（経営指標に関する講義時間拡大）及び社会福祉施設や医療施設の経営者による経営戦略、経営課題及び経営改善事例等の実践的な事例をカリキュラムに多く取り入れた結果、延べ受講者数は3,152人と、年度計画の目標値（2,070人）を上回ることとなり、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供した。さらに、セミナー受講者に対するアンケート調査における満足度指標についても73.4ポイントと、年度計画の目標値（65ポイント）を上回った。

(4) 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

《取組状況》

上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。

(5) 組織・運営

《取組状況》

○ 給与水準の適正化

- ・ 平成22年度より、機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げを実施（平均▲1.0%）
- ・ 平成23年度においても前年度に引き続き、中高年齢層を対象とした本俸基準表の引き下げを実施（平均▲1.0%）
- ・ 55歳を超える職員（係長級以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、平成23年度より国を上回る引き下げを実施（国▲1.5%：機構▲2.0%）
- ・ 平成22年及び23年の組織改編により、管理職ポストを削減し、組織のスリム化を推進（部長▲2、次長▲1、課長▲4）
- ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続
- ・ なお、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、平成24年度（平成25年度公表）における地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。

（平成24年度における地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は100.5ポイント程度となることが見込まれる。）

○ 大阪支店の事務所スペースの縮減

平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減（150㎡）した。（平成23年4月1日賃貸契約変更済）

なお、平成23年12月1日に開催された厚生労働省内事業仕分け監視・検証チームにおける指摘はない。

<p>④その他事務・事業の見直し</p>	<p>会計検査院による平成21年度決算検査報告において、承継年金住宅融資等債権に係る回収金等の入金時期等を把握して、早期に運用を開始することにより運用収入の増加を図るとともに、取引先金融機関の選定に当たり競争性の拡大に努めるよう改善を図る必要があるとされたところである。</p> <p>これらに対して、当機構においては次のとおり改善を講じた。</p> <p>ア 平成22年2月分以降、各月の償還期日のうち回収金等が最も多額である20日から起算して3営業日時点の残高を取りまとめた上で、より早期に余裕金の運用を開始した。</p> <p>イ 取引先金融機関の選定に当たっては、競争性の拡大に努めるものとし、同年10月に、応募に必要な情報を当機構のホームページにおいて公開し、取引先金融機関への参加を希望する金融機関を公募した。</p>
<p>⑤公益法人等との関係の透明性確保 (契約行為については、項目5「契約」に記載)</p>	<p>1 特定の公益法人等との関係 特定の公益法人等に対する出資、出えん、負担金等はない。</p> <p>2 社会福祉振興助成事業における助成事業の選定 社会福祉振興助成事業において助成金の交付を行っているが、助成事業の選定に当たっては、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択することにより、客観性及び透明性の確保を図っている。</p>

第2WG 評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-32 (独)福祉医療機構

- 基金は一旦国に返還すべき。運用益を用いた事業は毎年の予算査定を経ないので、税金・保険金の使い方として不適切。
- 基金運用益により事業実施する意味はあまり感じられない。税金の使途として、事業の必要性や必要額についてしっかりと査定できるシステムに戻すべき。
- 毎年度運営交付金＋新規事業費を厚労省に予算申請し、認められた上で事業を遂行していく形でよい。このように福祉医療機構だけで助成する団体・活動を国民に開かれた場ではなく決められる状態は恣意的運用も招くおそれがある。もちろん効率のよい運営が行われにくい。ぬるま湯状態になることは避けられないだろう。
- NPO等の事業内容は有意義である。但し、元来政府出資(＝税金)で設立された団体。過去の積立金は国庫に返して、事業については透明性のあるプロセスで必要であれば毎年一般財源を充てるべき。国庫の運用で事業を行うのは、不適當。国庫からは完全に独立して事業をしていき、市場競争の中で勝負していくべき。
- 基金を持つ必要はない。
- 福祉医療機構が支援しているすべての活動が、交付金でまかなえるのなら基金を運用するという業務をはぶいて、機構内の業務を簡素化するべきだ。本当に国民が必要とする活動に助成金を交付しそのスタートアップを支援し、やがては自立できる活動になる様に仕向けていくべきだ。
- お金がか先で、事業を後から考えている。毎年度きちんと査定を受けるべきである。平成21年10月19日の社会保険病院等の資産の譲り受けに要する資金について、役立つ分野に転換すべきである。
- 年金・健康保険福祉施設整理機構から民間医療法人に売却される場合に、福祉医療機構が買い取り資金を貸し付ける予定だが、安値払い下げの疑惑を招くのでやめてほしい。基金は国に返すべきだと思うし、別勘定でやっている融資がどれだけ民間金融機関と違えるのか疑問がある。
- 子育て支援基金、長寿基金、高・障基金の一部(1/3程度)をまず国庫に返すべき。分権的に事業を行う方が効率的な場合があるので、基金は有意義。ただし、効率化するためのインセンティブがビルトインされていない。ガバナンスに問題がある。
- 天下りと現役出向で合計2人が常勤として勤務している。事業を行う人件費約3億円かかっている。NPOなど現場からは使い勝手がよいとの意見もあるので、今後のあり方について政務三役を中心に議論してほしい。

WGの評価結果

(独)福祉医療機構

見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 0名

見直しを行う 13名:

ア.全額を国庫に返納

(必要な事業について毎年度予算措置) 11名

イ.(独)福祉医療機構の管理費を削減 9名

ウ.その他 2名)

とりまとめコメント

結論は、見直しを行う。

まず基金を全額国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求をしてもらいたい。そして、独法の運営については、相当まだまだ無駄があるため、管理費の削減をお願いしたい。理事長におかれてはこの点を徹底してもらいたい。

付け加えるならば、公益を担う市民の活動が大事なのは言うまでもないが、このやり方でやり続けるのがよいかどうか、原点に立ち戻って検討してもらいたい。

とりわけ国、地方、独法など様々な手段で、子育て、障害者、長寿の方への支援を行っているが、総合的な政策パッケージとして一刻も早くまとめるよう、制度官庁として厚労省をお願いしたい。

なお、理事長は民間の方だが、この独法にもまだまだ天下りがたくさんある。取引先の公益法人、財団法人についても天下りが存在する。民主党は、天下りのいる公益法人等は全廃すると言っている。この方針を踏まえ、取引も見直してもらいたい。随意契約、指定法人制度のあり方を見直しについても、付け加えてお願いしたい。理事長には頑張ってもらいたい。

ワーキンググループB

(事業番号) B-3

(項目名) 福祉医療貸付、年金担保貸付等

(法人名) 福祉医療機構

(1) 福祉貸付事業

(2) 医療貸付事業

(3) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

評価者のコメント

(1)福祉貸付事業

- 助言審査を機構で行い、貸付けは他機関で実施した方が適切と考える。
- 貸付事業は、政策金融公庫に移管すべき。
- この事業も金融公庫への移管を行うべき。条件の差の部分について補助を出すといったケアは別に考えるべき。人員は一部移管。
- 政府系金融機関に移管すればよいと思う。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 福祉貸付の重要性は理解できるが、この独法自身が実施する必要性はないように思える。
- 地方・民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から除々に撤退すべき。
- 政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 独法という法人形態で融資をすべきではない。
- 正式に書類を受け付けてから貸付決定までは 37 日間だとしても、それ以前に自治体保証を取り付けるまでに 2 年を要するのは長すぎる。福祉施設建設費の大部分は補助金が充当されるのが通常であるとはいえ、さらなるスピード行政が求められる。
- コンサルティング業務に特化することも一案ではないか。融資までのリードタイムを縮小すべ

き。

- 貸付実績が減少している。事業全体の見直し、効率化を図り、政策金融を担う他機関との差別化を図るべき。
- 福祉医療の特殊性(収入源が限定・画一)から、ニーズに応えた対応が必要。
- 融資業務の見直し等によるユーザー側の利便性向上。
- 福祉・介護サービス全般の見直しをしなければ、国民福祉の向上にはつながらない。
- 福祉介護施設も医療機関と同様、厚生労働省による、公定報酬を唯一の収入源としている。そういった報酬の低さ(不十分さ)を自戒し、自らの失政を補完する。この貸付事業をとりやめ、早急に介護報酬の公定料金(報酬)を適正に改定すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、福祉施設等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(2)医療貸付事業

- 良質な医療サービスの底上げの支援については、利子補給などスキームの見直しも視野に入れるべき。
- 貸付事業は政策金融公庫に移管すべき。
- 政策金融公庫にまとめた方がよいと考える。人員については、一部転籍。
- 地方、民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から序々に撤退すべき。政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 政策金融公庫への移管は、病院・診療所の倒産続出が確実である。資本の論理での融資であり統合はありえない。
- 助言審査を機構で行い、貸付は他機関で実施した方が適切と考える。
- 独法という法人形態で融資をすべきでない。
- 本事業は貸倒リスクが極めて小さいので、他機関でも十分に実施できる。利率の問題については、国が公庫に補てんする。
- 医療貸付の必要性は十分に理解できるものの、独法でやる必然性までは認められない。民間協調融資の拡大や経営の健全化という目標がある一方で、機構として新規融資の削減を目標とするなど、将来の方向性がわかりにくい。
- 助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 採算がとれない赤字事業を独法が行い、経営が苦しい相手に資金を貸し付ける仕組みが適当なのか。補助金や利子補給を検討すべき。

- 民間病院における施設整備資金等の調達方法は公立に比べて厳しく制限されており、市場原理だけでは考えられない。しかし、貸付実績が減少するなど事業全体の見直し、予算縮減と改善は不可避。審査に時間がかかりすぎるとの声もあり。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。
- 必要な事業だが、一層のスピーディーさと充実した貸付を求める。ただ根本問題として診療報酬の改革が必要。
- 現状では、当制度が医療サービスの実質的なセーフティーネットになっている。しかしながら赤字病院が60%を超える状況で融資を行っても基本的な問題の解決にならない。医療保険制度の抜本的な見直しを行うまでの暫定措置として存続。
- 医療過疎地に診療所を建設することは、国策としてやるべき貸付事業であるから、補助金も同時に入れて、地域での収益性が向上するような仕組みを再構築すべきである。なお、診療所建設は、政策金融公庫でも対応可能なので完全に切り分けるのか、共同事業化するのかの政策判断も必要である。
- 民間医療機関の特殊性(収入は診療報酬のみ)から、継続する。
- そもそも病院の唯一の収入である診療報酬が不十分であることが原因で日本全国の病院が困窮している。これは厚生労働省の失政に他ならない。この失政を自ら補完する事業を一医療人として看過できない。診療報酬を適切に加算することで解決する。
- 診療報酬の見直しや株式会社立、混合診療とセットで議論することが必要。その上で利子補給や保証に支援するとともに政策金融を一本化していくべき。現状では当該法人を最大限活用できるよう工夫する。
- 高額医療機器と付帯費用も含めて100%融資すべきである。経済成長の柱。先進医療(がん)には10年低利融資する。医療貸付について建物の耐用年数を45年とする。将来は保証期間に衣替えすることを検討すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、民間病院等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

- 年金を担保に貸し付ける仕組みが問題(モラルに反する。)。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。
- マイナス効果が多い。本業の融資商品の開発が必要。
- セーフティーネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需

要へのスキームは考えるべき。

- そもそもの法的規制に反している。生活保護とのセットによる悪用例もあるので廃止。
- 年金を担保にした場合、生活の基盤に問題が生じ、かつ生活保護との関係で悪用されるケースも取りざたされている。
- 年金を前倒して困窮する国民に貸し付けることは、社会通念上固く禁止されるべきである。
- セーフティネットを担保に融資をする合理性がない。当初目的は達成されている。そもそも制度の開始時の目的(ヤミ金対策)は失われている。その上、実質生活保護により返済を受けるようなことが制度上可能な欠陥制度である。他の制度による受け皿もある以上、本制度の役割は終わった。
- 年金担保はそのものが適切ではない。資金が必要な人には別の制度の設計が必要。
- 年金担保貸付は直ちに廃止すべきである。葬儀費用の事例が説明されたが、親子の絆が薄くなっている今日、子供の連帯保証により無担保に貸し付けるのならば、一部残してもよい。遊興費の貸付けを国費で行っているとすれば論外である。
- 無担保貸付に移行すべき。又は、他の金融機関に移管すべき。
- そもそも年金を担保に貸し付けるのは正しいのか、悪用されるケースが多いのではないか。実態を把握し、今後の方針(制度のあり方)を決めるまで予算を縮減する。
- 年金担保貸付制度の廃止の場合の影響調査を待つて判断する。
- 実施の意義は認められるし、事業の規模も適切に思える。リピーター問題も改善策がとられるようである。しかし独法が実施する必然性は認められない。
- 絶えずこの制度自体の妥当性を検証すべき。

WGの評価結果

(1)福祉貸付事業

効率化などに努めることを前提に、
当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名 (事業規模 現状維持 1名、 拡充 6名)

- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名
（事業規模縮減 2名、現状維持 3名、拡充 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 4名
- ・ その他 1名

(2)医療貸付事業

効率化などに努めることを前提に、
当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名（事業規模 現状維持 1名、拡充 6名）
- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名
（事業規模縮減 1名、現状維持 4名、拡充 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 3名
- ・ その他 1名

3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業
事業の廃止

<対象事業>

- ・ 廃止 11名
- ・ 他の法人で実施 2名（事業規模 縮減 1名、現状維持 1名）

- ・ 当該法人が実施 3名（事業規模 縮減 1名、現状維持 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 2名

とりまとめコメント

福祉貸付事業については、「他の法人で実施」、「当該法人で実施」が大半であった。事業規模に関しては、「拡充」、「現状維持」が多かった。貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。このため、他の法人での実施を含めこの部分の解決を議論することを勧告してもらうことを前提に、「当該法人が実施」することを結論とする。また、事業規模に関しては、現状維持又は拡充が多いので、「現状維持」というところに結論を置きたいと思うが、ニーズは多くあるということを付記する。

医療貸付事業については、「他の法人で実施」が7名、うち「拡充」が6名、「現状維持」が1名である。「当該法人が実施」が7名で、うち「現状維持」が4名、「拡充」が2名、「縮減」が1名である。基本的に、このような貸付自体は必要であるが、やはり融資体制が十分出ないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地がある。さらに、根本問題として、経営体制自体が診療報酬を含めて根本的なところから悪化していることから、福祉医療機構が貸し付けなければいけないという構図が生まれており、これは早急に改善しなければならないという問題意識がある。結論は、「当該法人が実施」、事業規模は「現状維持」とするが、ニーズが多くあるとの認識は付記しておく。

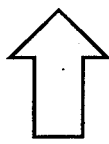
年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、廃止が11名おり、結論は「廃止」。ただし、現在貸付けを行っているものもあることから、移行期間が必要であることを十分理解しながら、これに代わるような制度、例えば、全社協の貸付制度、生活資金の融資、セーフティーネットを十分用意した上で基本的に年金を担保として貸付を行うというやり方自体は止める方向にもってほしい。

独立行政法人福祉医療機構の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

＜平成21年度＞
理事4名
職員260名
10部1支店34課

＜平成22年度＞
理事3名(▲1名)
職員257名
10部1支店32課



＜平成23年度＞
理事3名
職員252名(▲5名)
8部1支店30課

- ・管理部門を再編し、管理職ポストの削減 ▲3名
- ・大阪支店の管理部門の廃止 ▲2名

仕分け後

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/7人中	0/6人中	▲2
職員	4/260人中	4/257人中	—

改革効果

＜削減数＞

仕分け後 ▲5名 ← 仕分け前 ▲3名

＜今後の対応＞

職員：定年後解消(22年度末に1名減、23年度末に2名減、24年度末に1名減と段階的に解消)

2. モノ(余剰資産などの売却)

・平成22年度中に職員宿舎(26戸)の入札手続きを実施

※残りの職員宿舎(72戸)については、宿舎の退去を促し、退去完了後、平成24年度末を目的に売却の手続きを進める

・平成22年度中を目的に公庫総合運動場の入札手続きを実施

仕分け後

＜国庫納付見込額＞(簿価額)

▲8.98億円(22年度中を目的)
更に24年度末を目的に▲17.71億円

3. カネ(国からの財政支出の削減)

＜平成21年度＞
(運営費交付金)
41.37億円

＜平成22年度＞
(運営費交付金)
41.20億円



＜平成23年度＞
(運営費交付金)
39.47億円

仕分け後 ▲1.73億円 ← 仕分け前 ▲1.53億円

・福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET)は、重複する行政情報の掲載を廃止

・大阪支店の管理部門の廃止及び事務所スペースの削減

・人件費の削減(24年度までにラスパイレース指数を概ね100とする。)

・電力使用量の削減、出張旅費の削減等

※更に24年度に
▲2.07億円を
削減。

仕分け後

4. 事務・事業の改革

① 年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業

仕分け後

省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を進める。

② 福祉貸付事業、医療貸付事業

- 利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底
 - ・ 資金貸付時の審査期間を更に短縮し 資金調達ニーズに迅速に対応する。
 - ・ 資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討を行う。
- 融資相談の強化
- 有事対応・機動性の強化
- 小規模組織に対する資金需要の支援の強化
- 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化
- 融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

仕分け後

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(福祉医療機構)

<p>主な指摘事項</p>	<p>改革案の更なる見直し内容</p>
<p>【福祉・医療貸付事業】 (評価結果) 効率化などに努めることを前提に、福祉医療機構が実施し、事業規模は現状維持。</p> <p>○効率的かつスピーディーなやり方について検討の余地があり、融資業務の見直し等効率化を図り、ユーザー側の利便性向上と他機関との差別化を図るべき。</p> <p>○施設建設の構想から自治体の了承を取るまでに2年は長すぎる。融資申請に至るまでの事前相談期間をできるだけ限り短縮すべき。</p> <p>(刷新会議仕分け)</p>	<p>○利用者サービスの更なる向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し、資金調達ニーズに迅速に対応 (福祉貸付) 37.9日 → 30日以内 (医療貸付) 33.4日 → 30日以内 ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討 (福祉貸付) 複数様式の一元化、法人公表資料の活用等により、申請書類を30%程度簡素化する。 (医療貸付) 法人公表資料の活用等により、申請書類を5%程度簡素化する。 <p>○利用者ニーズへの対応、有事の対応等の機動性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズへの対応……融資枠の確保、融資条件の改善等に努める。 ・有事対応・機動性の強化……有事における一時的な資金需要に迅速かつ機動的な対応に努める。 ・小規模組織に対する資金需要の支援の強化 ・社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化 <p>○融資相談の強化</p> <p>新規開設予定者、既設経営者に対し、円滑な施設整備を進め、安定した経営を行う上で必要な情報提供等をセミナーや個別相談を通じて行っているところであるが、整備計画の早期段階からの確な融資相談に應じ、速やかに安定的な事業実施が図れるよう必要な見直しの提案、助言等に努める。</p> <p><仕分け前の改革案></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>○利用者サービスの向上</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">↑</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>○利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有事対応・機動性の強化 ○小規模組織に対する資金需要の支援の強化 ○社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化 ○融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上 ○融資相談の強化 </div> <p><仕分け後の改革案></p>

主な指摘事項

【年金担保貸付及び労災年金担保貸付事業】

(評価結果)

新たなセーフティネットを用意した上で、事業廃止。

○年金を担保に貸し付ける仕組みが問題（モラルに反する）。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。

○セーフティネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一次的資金需要へのスキームは考えるべき。

(刷新会議仕分け)

○国会でも指摘を受け、具体的にどういう用途に使われているのかサンプル的に調査をして確認を行い、貸付の中身の厳格化、廃止も含めた見直し、あるいは他で担えるのか、重複部分の問題も含め検討していく。

(省内仕分け)

改革案の更なる見直し内容

省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を進める。

主な指摘事項

【福祉医療経営支援事業】

経営セミナーは、民間経営のコンサルタントとの役割の棲み分けについても論点として検討したい。

○経営支援事業も約70%というセミナーの満足度など、積極的に存続させる意義が感じられなかった。

そもそも外部から講師を招いてのセミナーなど、民間でどこでもやっており、あえて行わねばならない必然性はないのではないか。

○専門性、商品価値、機動性を高めたい。
(省内仕分け)

【福祉保健医療情報サービス(WAMNET)事業】

(評決結果)

改革案が妥当4人

改革案では不十分5人

改革案では不十分のうち、国、民間へ3、事業継続するが更なる見直し2

○民間売却できないかということも検討課題。

○厚生労働省が福祉サービス情報を一元的に管理すべき。その情報をHIPに入力、保守・管理するのが福祉医療機構の仕事ではないか。

○日々更新される介護事業者情報などを国が直接管理、提供するのとはそぐわない。本来、自治体がそれらを担当すべき部分が多い。(省内仕分け)

改革案の更なる見直し内容

○民間コンサルとの棲み分け

・経営セミナーについては、民間コンサルの動向を把握した上で、重複部分の見直し等の工夫ができないか検討する。

○顧客満足度、機動性の向上

・経営セミナーについては、受講者アンケートでニーズの高い「実践事例を通じた経営管理に役立つ情報」、「経営指標データを活用した経営管理に役立つ情報」等のカリキュラムを充実させ、一層の顧客満足度の向上に努める。

○見直し案

実施主体を国・自治体又は民間が行うこととする場合には、

・実施主体を国又は自治体に移管することは、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、実質的なコスト削減に繋がらない。

・民間への移譲・売却は、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、かつ収益性がないことから民間が実施するとは考えにくい。

このため、引続き機構で実施することとする。

ただし、福祉医療に関する行政情報は、国・自治体が担う業務であり重複して掲載する必然性がないため廃止する。(別紙1参照)

<仕分け前の改革案>

○全廃又は一部縮小の3案を検討

<仕分け後の改革案>

○重複する行政情報の掲載を廃止、医療機関・介護事業所情報等の掲載は引き続き実施することとし、コスト削減を図る。

主な指摘事項

【組織・運営】

(評決結果)

改革案が妥当3人

改革案では不十分6人

改革案では不十分のうち、他独法との
統合・移管1、更なる見直しが必要5

○管理部門の整理をすべき。

○事業の移管・廃止の如何による。

○更なる人員の削減をして、給料を大幅に下げべき。

(省内仕分け)

改革案の更なる見直し内容

○管理部門の再編

管理部門の再編（総務部、企画指導部、情報システム部）を行い、管理職ポスト（部長▲2人、課長▲1人）の削減を行う。（22年度検討、23年度反映）

○給与水準の適正化

給与水準の適正化については、ラスパレス指数が概ね100ポイントになるよう給与水準の適正化に努める。（24年度までに実施）

○大阪支店の改革の方向性

- ・刷新会議仕分けでは、「融資体制が十分でない、スピーディーさについて検討の余地がある」とされたことを踏まえ、顧客サービス（利便性・迅速性）の維持・向上を図る必要がある。

- ・大阪支店を廃止した場合の費用削減効果は、▲1,530万円、同支店を存続させ、管理部門を廃止するなどした場合の費用削減効果は▲2,790万円という結果であった。

これらを踏まえ、大阪支店は、顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化することとし、管理部門を廃止することとする。（別紙2参照）

<仕分け前の改革案>

○廃止した場合の費用対効果を検証し、22年度上半期中に結論を示す。

<仕分け後の改革案>

○大阪支店の管理部門を廃止する

- ・次長ポスト、課長代理ポストの廃止
- ・事務所スペースの縮減

WAMNET事業の改革の方向性

	改革案	参考（引き続き実施した場合）
システム最適化計画に基づくコスト削減	実施 厚生労働省HPに掲載	実施
行政情報の掲載	継続	継続
医療機関・介護事業所情報等の掲載	継続	継続
コスト削減額 22年度予算額7.0億円	23年度：▲1.0億円 24年度：▲3.0億円	23年度：▲1.0億円
メリット	○ケアマネジャーの利便性確保 ○担当職員の雇用配慮	○ケアマネジャーの利便性確保 ○担当職員の雇用配慮 ○現場の混乱回避
デメリット	○事業費がかさむ ○自治体HPとの部分的重複	○事業費がかさむ ○自治体HPとの部分的重複 ○厚労省HPとの部分的重複

大阪支店の改革の方向性

現状		改革案	
福祉医療貸付 ・融資相談、審査 ・契約・資金交付	福祉医療貸付業務の全てを本部へ一元化	参考（廃止した場合）	福祉医療貸付業務の全てを本部へ一元化
組織 4課 (27人) 事業費 310,657千円 面積 572㎡	・顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化 ・管理部門の廃止 ・▲1課 (▲2人) 次長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 ・事務所スペースの縮減 (▲150㎡)	・▲1課 (▲3人) 支店長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 係長ポスト ▲1 ・事務所スペースの縮減 (▲572㎡)	福祉医療貸付業務の全てを本部へ一元化
顧客サービス (利便性、迅速性)の観点から東京・大阪で実施	行政刷新会議事業仕分けの以下の意見を踏まえ、福祉医療貸付事業は現状の体制を維持し、管理部門を廃止する。 ①貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。 ②やはり融資体制が十分でないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地はある。	組織のスリム化のための見直し	組織のスリム化のための見直し
メリット	・顧客の利便性 (大阪から東京へ来訪等を要しない)の確保 ・審査業務の迅速性 (スピード)の確保 ・運用経費の削減 ・システムのバックアップ機能を現状のまま利用できる	・運用経費の削減	・本部へ移管等による多額の一時的経費の発生 ・顧客の利便性 (大阪から東京への来訪等)の低下 ・融資業務 (審査・契約)のスピード低下 ・システムのバックアップ機能を構築する必要がある
デメリット	・庶務機能の低下		
コスト削減額	▲27,872千円	▲15,313千円	
一元化に伴う一時的経費	7,428千円	116,466千円	
実施を23年度とした場合 23年度の削減額	▲20,444千円	101,153千円	
24年度の削減額	▲27,872千円	▲15,313千円	

独立行政法人福祉医療機構の概要

《基礎データ》

		【22年度】		【(参考)21年度】	
役員	6名	うち国家公務員出身者	0名	2名	
職員	257名	うち現役出向者	1名	1名	
		うち国家公務員出身者	4名	4名	
事業費	6,409億円	うち現役出向者	6名	8名	
		うち国からの財政支出	2,466億円	3,227億円	

* 役員員数は平成22年4月1日現在、事業費は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者及びうち現役出向者については各年度の4月1日現在、うち国からの財政支出については各年度の数値

《主な事務・事業》

事務・事業	事業費	うち国からの財政支出
福祉貸付、医療貸付、福祉医療経営支援事業	3,122億円	計 2,162億円 うち運営費交付金・利子補給金 79億円 うち財政融資資金 2,083億円
年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	1,952億円	—
福祉保健医療情報サービス事業	7億円	6億円
退職手当共済事業 心身障害者扶養保険事業	1,253億円 (給付金を含む)	262億円 うち退職手当共済事業の給付費補助金 256億円

* 財投機関債を除く

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

	10部28課2室 (230人)	うち管理部門 4部8課1室(74人)	(全体) 30%
本部	4課 (27人)	うち管理部門 1課 (3人)	32%
地方			11%

